

朝霞の環境

(令和2年度年次報告書)



きれいなまちづくり運動の様子

詳しくは 56 ページ参照

令和3年12月

朝霞市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目指とする「第2次朝霞市環境基本計画」を平成24年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、下記の5つの要素を

望ましい環境像

環境目標

施策の方向（個別目標）



基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

施策の展開（基本施策）

1-1-1	大気環境の保全、自動車の排出ガス対策	P 1
1-1-2	悪臭の防止	P 5
1-2-1	河川などの水質保全	P 7
1-2-2	地下水汚染の防止、土壤汚染の防止	P12
1-3-1	騒音の防止、振動の防止	P13
1-3-2	日照阻害の防止、電波障害の防止	P18
1-4-1	有害物質等環境リスクの低減	P19
1-4-2	自然災害の軽減	P20
2-1-1	湧水の保全、健全な水循環の形成	P23
2-1-2	地形・地質・地象の保全活用	P24
2-1-3	生物生息環境の保全（生き物とのふれあい）	P25
2-1-4	生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	P25
2-2-1	樹木や樹林の保全	P26
2-2-2	親水空間の保全と創出（水とのふれあい）	P27
2-2-3	農地の活用（土とのふれあい）	P28
3-1-1	史跡・文化財等の保全と活用	P29
3-1-2	都市の緑化（公共施設、住宅地・民間施設の緑化）	P30
3-1-3	公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備	P31
3-2-1	オープンスペースの確保	P32
3-2-2	環境美化の推進（ポイ捨て・ペットマナーの向上）	P32
3-2-3	放置自転車対策の推進	P37
3-2-4	不法投棄の防止	P38
3-2-5	景観計画の策定	P38
3-3-1	歩行者空間の確保	P39
3-3-2	自転車利用環境の整備	P39
3-3-3	公共交通利用環境の向上	P40
4-1-1	ヒートアイランド対策	P41
4-1-2	省エネ・省資源の推進	P41
4-1-3	太陽光発電等再生可能エネルギー利用の推進	P43
4-1-4	地球温暖化対策実行計画の推進	P44
4-2-1	水の有効利用	P47
4-3-1	3Rの推進、リサイクルプラザの充実	P49
4-3-2	事業活動における廃棄物の減量化・資源化	P53
4-3-3	廃棄物の適正処理の推進	P53
5-1-1	環境教育・環境学習の推進	P54
5-1-2	啓発活動の推進、環境情報等の充実と発信	P55
5-1-3	環境に関する有識者の活用	P56
5-2-1	環境保全行動の促進	P57
5-2-2	あさか環境市民会議等の環境保全活動支援	P57
5-2-3	環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	P58
○	放射性物質による環境汚染への対応	P6

第1章 環境施策の展開

1 健全な環境の確保

1-1 きれいな空気



(1) 大気環境の保全、自動車の排出ガス対策	1
①二酸化窒素調査	1
②大気粉じん調査	1
③公共施設アスペクト調査	1
④ダイオキシン類調査	1
大気調査結果まとめ	2
⑤常時監視測定	3
⑥光化学スモッグ	4
⑦微小粒子状物質 (PM _{2.5})	5
⑧低公害車の導入	5
(2) 悪臭の防止	5
(3) 放射性物質による環境汚染への対応	6

1-2 きれいな水と土

(1) 河川などの水質保全	7
①河川調査	7
②小排水路調査	7
③生物調査	8
④地下水調査	8
⑤ユスリカ調査	8
⑥魚類調査	8
⑦水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）	8
⑧底質調査	8
水質調査結果まとめ	9
⑨下水道の整備	11
⑩合併処理浄化槽の設置	11
(2) 地下水汚染の防止、土壤汚染の防止	12
①地下水汚染の防止	12
②土壤汚染の防止	12

1-3 明るく住み良いまち

(1) 騒音の防止、振動の防止	13
①鉄道騒音及び振動測定調査	13
②自動車騒音常時監視	14
③道路騒音振動調査	15
④建設工事等の騒音及び振動防止対策	16
(2) 日照阻害の防止、電波障害の防止	18
①日照阻害の防止	18
②電波障害の防止	18

1-4 安全なまち

(1) 有害物質等環境リスクの低減	19
①有害廃棄物不法投棄の防止	19
②水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）	19
(2) 自然災害の軽減	20
①水害の防止	20
②崖崩れの防止	22
③地震対策の徹底	22
④火災対策の徹底	22

2 自然との共生

2-1 自然の保全と再生



(1) 湧水の保全、健全な水循環の形成	23
①湧水の保全	23
②雨水の浸透対策	23
③雨水の利用	23
(2) 地形・地質・地象の保全活用	24
①地形改变行為（盛土・切土）に対する指導	24
②地盤沈下対策	24
(3) 生物生息環境の保全（生き物とのふれあい）	25
①自然環境の保全	25
②雑木林の維持・管理	25
③自然を活かした水辺づくり	25
(4) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	25

2-2 緑の豊かさと水とのふれあい

(1) 樹木や樹林の保全	26
①市内に残る貴重な緑の保全	26
②キャンプ朝霞跡地の緑の有効活用	26
③緑地の公有地化	27
(2) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）	27
(3) 農地の活用（土とのふれあい）	28
①農地の保全	28
②土とふれあえる環境の整備	28

3 魅力あるまちなみの創造

3-1 個性あるまちなみ



(1) 史跡・文化財等の保全と活用	29
①史跡の保護・保全	29
②文化財の保護・保全	29
(2) 都市の緑化（公共施設、住宅地・民間施設の緑化）	30
①公共施設の緑化	30
②住宅地・民間施設の緑化	30
(3) 公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備	31
①拠点公園の整備、身近な公園の整備	31
②街路樹の整備	31

3-2 まちなみの美しさとゆとり

(1) オープンスペースの確保	32
(2) 環境美化の推進（ポイ捨て・ペットマナーの向上）	32
①散乱ごみ対策	32
②路上喫煙の防止	33
③ペットマナーの向上	34
(3) 放置自転車対策の推進	37
①放置自転車等の対策	37
②自転車駐車場整備	37
(4) 不法投棄の防止	38
①不法投棄監視パトロール	38
②荒川クリーン協議会	38
(5) 景観計画の策定	38

3-3 環境に配慮した交通手段

(1) 歩行者空間の確保	39
(2) 自転車利用環境の整備	39

①放置自転車対策の推進	39
②自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚	39
(3) 公共交通利用環境の向上	40
①鉄道利便性向上	40
②路線バス、市内循環バスの利便性向上	40

4 低炭素・循環型社会の構築

4-1 地球温暖化対策の推進



地球環境

(1) ヒートアイランド対策	41
①公共施設の緑化	41
②透水性舗装等の推進	41
(2) 省エネ・省資源の推進	41
①エコライフの推進・普及	41
②公用車のエコカー導入の推進	42
③朝霞市環境マネジメントシステムの推進	42
(3) 太陽光発電等再生可能エネルギー利用の推進	43
①公共施設の太陽光発電実用化の検討	43
②住宅用太陽光発電設備設置の推進	43
③家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進	44
④定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進	44
(4) 地球温暖化対策実行計画の推進	44
①「第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画」への対応	44
②温室効果ガスの排出抑制への取り組み	45
③「地球温暖化対策推進条例」への対応	45
④「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 （改正省エネ法）等への対応	45
⑤地球温暖化対策等の促進	46

4-2 水の有効利用

(1) 水の有効利用	47
①節水の啓発	47
②雨水の利用	47
③雨水利用設備設置の推進	48

4-3 循環型社会の形成

(1) 3Rの推進、リサイクルプラザの充実	49
①リデュース・リユース・リサイクルの普及（リサイクル意識の啓発）	49
②生ごみの減量化促進	49
③リサイクル家具等の活用	49
④リサイクル自転車活用	49
⑤地域リサイクル活動の推進	50
⑥廃棄物の資源化の推進	50
⑦リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及	52
⑧朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援	53
(2) 事業活動における廃棄物の減量化、資源化	53
(3) 廃棄物の適正処理の推進	53

5 環境パートナーシップの推進

5-1 環境教育・環境学習の推進



(1) 環境教育・環境学習の推進	54
①環境教育	54
②環境教育の支援	54
③環境学習への支援	54
(2) 啓発活動の推進、環境情報等の充実と発信	55

朝霞の環境

目次

①環境情報の収集と発信	55
②環境美化ポスター募集	55
③環境美化活動功労者	55
④きれいなまちづくり運動	56
(3) 環境に関する有識者の活用	56

5-2 環境パートナーシップによる取組の展開

(1) 環境保全行動の促進	57
(2) 市民団体の環境保全活動支援	57
①朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働	57
②あさか環境市民会議との協働	58
(3) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	58
①環境に関する市民団体	58
②グランドワーク活動	58

6 その他の環境保全対策

(1) あき地・空き家の環境保全	59
(2) 鳥獣・害虫対策	59
(3) 公害苦情の現況	63
(4) 公害防止組織	63
(5) 環境基本計画の推進	64
①環境基本計画の概要	64
②環境基本計画実施計画	64
③朝霞市環境審議会	64
④朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会	65

第2章 資料編

1 大気関係

(1) 二酸化窒素調査結果	66
(2) 大気粉じん調査結果	70
(3) 公共施設アスベスト調査結果（無機質纖維濃度）	70
(4) ダイオキシン類調査結果（大気）	70
(5) 常時監視測定結果（埼玉県実施調査）	70

2 水質関係

(1) 河川水質調査結果	73
(2) 小排水路水質調査結果	82

3 地下水関係

地下水概況調査結果	84
-----------	----

4 魚類関係

魚類調査結果	85
--------	----

5 放射線測定結果

5-1 空間放射線測定	88
(1) 市役所敷地内	88
(2) 小学校	88
(3) 中学校	88
(4) 保育園	89
(5) 幼稚園	89
(6) 児童遊園地・都市公園	90
(7) 市内除染箇所測定（ホットスポット）	91

5-2 放射性物質測定	92
(1) 学校給食食材	92
(2) 保育園給食食材	92
(3) 水道水	93
(4) 焼却灰	93
(5) 市内産農産物	93
(6) そのほかの放射性物質測定	93

第3章 用語解説

1 用語解説	94
--------	----

本文中に*印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。

第1章

環境施策の展開

1 健全な環境の確保



環境汚染や公害、健康リスクなどのない、自然災害に強い、誰もが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

1-1 きれいな空気

(1) 大気環境の保全、自動車の排出ガス対策

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバッジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。

※詳細な調査結果については、資料編の1~4ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。

※詳細な調査結果については、資料編の5ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の5ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、埼玉県生活環境保全条例により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の5ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
大 氣 調 査	①二酸化窒素調査	・市内 61 地点	・年 2 回 (7月・1月) 1回 72 時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	②大気粉じん調査	・保健センター	・年 2 回 (7月・1月) 1回 24 時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
	③公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・西朝霞公民館 ・内間木公民館 ・浜崎学校給食センター ・栄町学校給食センター ・朝光苑 計 7 施設	・年 2 回 (7月・1月) 1回 4 時間測定	・アスベスト	基準値に適合
			・年 1 回 (施設ごと) 1回 4 時間測定 (敷地境界線上 4 方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
	④ダイオキシン類調査	・保健センター	・年 2 回 (7月・1月) 1回 168 時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合

※詳細な調査結果については、資料編の1~5ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定期局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定期局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定期局が設置されています。

※詳細な調査結果については、資料編の5~7ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

『野外焼却は、なぜいけないの？』

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和2年度	17
令和元年度	14
平成30年度	19

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稻藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

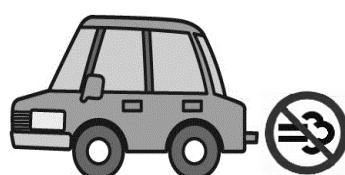
アイドリング・ストップのすすめ！

皆さん、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心掛けましょう！

【アイドリングストップの指導件数】

年度	件数
令和2年度	1
令和元年度	1
平成30年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

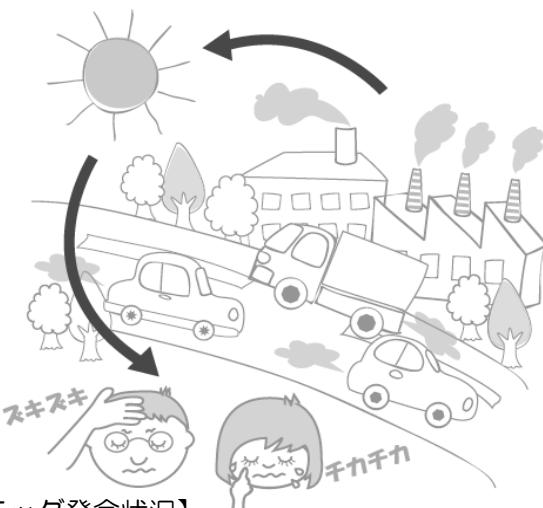
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんには、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることを心がけてください。また、乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

年度	種類 予 報	注意報	警 報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和2年度	2	6	0	0	0 (0)
令和元年度	9	6	0	0	0 (0)
平成30年度	4	7	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数を再掲したもの

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）*

埼玉県では、PM2.5の常時監視測定を行い、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回にPM2.5の濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）。

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和2年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車*の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、こうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んできています。

令和2年度は公用車の入れ替えに当たり、新たに4台の低公害車を導入しました。今後も公用車の入れ替えの際には、「朝霞市低公害車導入指針」に基づき、低公害車を積極的に導入していきます。

(2) 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和47年5月31日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和2年度	1
令和元年度	3
平成30年度	0

(3) 放射性物質による環境汚染への対応

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、幼稚園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和2年度は13件の貸出しを行いました。そのほか、学校・保育園の給食食材、水道水、クリーンセンターの焼却灰、市内産農産物、学校等のプールの水や保育園の砂場についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量や食品等の放射性物質の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和2年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最大 値		最小 値		平均値 (地上)
	測定値	測定日	測定値	測定日	
		測定場所		測定場所	
市役所 正面玄関 週1回	0.073	R3.3.17	0.050	R2.8.12	0.060
		地上1m		地上1m	
保育園等(29園) 園庭 年4回	0.103	R2.5.27	0.032	R3.1.20	0.061
		地表付近		地上50cm	
幼稚園(私立5園) 園庭 年4回	0.151	R2.5.27	0.031	R2.5.27	0.059
		地表付近		地上50cm	
学校(小・中学校15校) 校庭 年4回	0.096	R2.11.6	0.035	R2.8.3	0.057
		地表付近		地上50cm	
公園・児童遊園地(10カ所) 敷地内 年4回	0.097	R3.3.11	0.026	R2.7.16	0.057
		地表付近		地上50cm	

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の24~26ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤、または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



1-2 きれいな水と土

(1) 河川などの水質保全

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていましたが、近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできしたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共用水域の水質汚濁に係る環境基準^{*}に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の8~16ページに掲載しています。

② 小排水路調査

市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。小排水路には環境基準はありませんが、河川の環境基準を準用し、河川に与える影響を調査しています。

※詳細な調査結果については、資料編の17~18ページに掲載しています。

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとき汁は、捨てないで植木や花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が変化することから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の19ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の20～22ページに掲載しています。

⑦ 水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るために、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

⑧ 底質調査

市内3河川における河底の有機物質の蓄積状況を把握するため、2年に1度、底質調査を実施しています。令和2年度は実施なし。

（調査結果については次ページ参照）

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水質調査	①河川調査	新河岸川 : 新宮戸橋付近 (C類型) 黒目川 : 大橋付近 (C類型) 越戸川 : 越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回(6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び 越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川:新盛橋付近 黒目川:笹橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(11月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川:新宮戸橋付近 黒目川:大橋付近 越戸川:越戸橋付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川:内間木橋付近 黒目川:東林橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(8月)
	⑦水質汚濁防止法特定事業所立入調査	立入調査:1事業所 分析調査:1事業所 ※指導権限をもつ埼玉県西部環境管理事務所と連携を図り、立入調査、指導(有害物質取扱事業所を含む)	不特定日

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量 ※黒目川は埼玉県で調査	8月調査において、越戸川の東和橋付近の水素イオン濃度（pH）について、環境基準はないが下流先の新河岸川を参考とした結果、不適合（8.6）であった。 ※不適合の地点においては、自然由来による基準超過と考えられるため、簡易方法による水質調査を継続する。 ※環境基準：水素イオン濃度 6.5～8.5（日間平均値）
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数） ※黒目川	環境基準はないが、「水浴場水質判定基準」を参考とした結果、水質 A（2回）、水質 B（2回）となった。 ※判定基準の区分：適（水質 AA・A）、可（水質 B・C）、不適
生活環境項目、流量	小排水路には環境基準はないが、参考値として流入先の河川の基準値を準用した結果、新河岸川や黒目川の小排水路において、主なものとして生物化学的酸素要求量（BOD）、全亜鉛や直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が基準値を超過した。
底生生物・付着藻類	総合判定の結果、市内3河川において、「全国水生生物調査」の水質階級による水質状況は「ややきれいな水～きたない水の間」との結果となった。 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（水質階級：4階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等	地下水・湧水全 14 地点中 13 地点で基準に適合。 地下水 1 地点でテトラクロロエチレンが不適合（0.017 mg/L）であった。 ※不適合地点は、継続して調査を実施する。 ※環境基準：テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下（年平均）
ユスリカ幼虫数	新河岸川(9個体)、黒目川(99個体)、越戸川(7個体)
魚類等出現種	市内3河川において、魚類19種、甲殻類5種、は虫類4種が確認された。 (うち外来種：魚類1種、甲殻類1種、は虫類2種)
水素イオン濃度、浮遊物質量、 鉛、生物化学的酸素要求量等	基準に適合していた。

※詳細については、資料編の8～22ページに掲載しています。

⑨ 下水道の整備

本市における下水道の整備については、従来の市街化区域内の整備がほぼ完了しましたが、平成23年1月に旧暫定逆線引き地区*が市街化区域に編入されたことから、同地区の整備を進めています。（平成25年7月1日から宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部供用開始）

また、「広報あさか」及び市ホームページ等で市民に対し水洗化への早期切り替えについての啓発を継続して行っており、今後も積極的な啓発活動等により公共下水道への接続を促進していきます。

【下水道普及率及び水洗化率の推移】

区分 年 度	下水道普及率 (%)		水洗化率 (%)
	朝 霞 市	埼 玉 県	
令和2年度	97.8	82.4	99.1
令和元年度	97.7	81.9	99.0
平成30年度	97.6	81.2	98.7

※ 下水道普及率＝処理区域内人口／行政人口×100

※ 水洗化率＝水洗化人口／処理区域内人口×100

⑩ 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができるから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、「広報あさか」及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性と併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和2年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は5件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和2年度	3	0	2
令和元年度	1	2	0
平成30年度	6	3	6

(2) 地下水汚染の防止、土壤汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和2年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の19ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和2年11月24日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	1
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 土壤汚染の防止

土壤汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壤汚染に対して、県とともに土壤汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

1-3 明るく住み良いまち

(1) 騒音の防止、振動の防止

① 鉄道騒音及び振動測定調査

市では、平成4年度から、JR武蔵野線沿線13市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から12.5mの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、車両の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考え方であるとの回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル(dB)

区分 年度	測定日	12.5m地点					
		客 車		貨 車		等価騒音レベル	
		上 り	下 り	上 り	下 り	昼間	夜間 (推定値)
令和2年度	7月11日	85.0	82.9	83.0	85.3	60.1	58.7
令和元年度	5月18日	85.2	84.5	85.7	87.9	62.1	60.2
平成30年度	5月19日	86.3	85.2	84.0	83.4	62.5	59.2

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大一第174号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は60dB以下、夜間は55dB以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル(dB)

区分 年度	測定日	12.5m地点			
		客 車		貨 車	
		上 り	下 り	上 り	下 り
令和2年度	7月11日	57.0	53.2	58.7	58.4
令和元年度	5月18日	57.8	58.9	59.9	59.5
平成30年度	5月19日	56.8	57.2	55.8	56.0

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

② 自動車騒音常時監視

騒音規制法第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。

令和2年度は、2路線3区間にについて調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（12月）24時間測定】

調査方法	<p>【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住戸数割合</p>
調査地点	<p>【調査路線及び調査地点】 ○保谷志木線 A 区間（面的）：膝折町4丁目交差点～朝霞・新座市境（膝折町3丁目交差点）間 調査地点（点的）：膝折町3丁目3番付近 B 区間（面的）：膝折町4丁目交差点～朝霞・新座市境（志木陸橋交差点）間 調査地点（点的）：三原5丁目2番付近 ○ふじみ野朝霞線 C 区間（面的）：浜崎3丁目交差点～内間木公民館前交差点間 調査地点（点的）：浜崎4丁目7番付近</p>
調査結果	<p>【点的評価】 A 膝折町3丁目3番付近（昼間：65dB、夜間：59dB） B 三原5丁目2番付近（昼間：65dB、夜間：60dB） C 浜崎4丁目7番付近（昼間：66dB、夜間：60dB） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時から22時 夜間：22時から6時 環境基準：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 要請限度：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下</p> <p>【面的評価】 ○保谷志木線 A 膝折町4丁目交差点～朝霞・新座市境（膝折町3丁目交差点）間 基準値達成戸数割合 100% (146戸/146戸) B 膝折町4丁目交差点～朝霞・新座市境（志木陸橋交差点）間 基準値達成戸数割合 100% (1,558戸/1,558戸) ○ふじみ野朝霞線 C 浜崎3丁目交差点～内間木公民館前交差点間 基準値達成戸数割合 100% (235戸/235戸)</p>

③ 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和2年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（12月）24時間測定】

調査方法	【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価
調査地點	A 朝霞第四中学校入口信号付近（栄町5丁目2番付近） B 台交差点付近（大字台252番地付近） C 泉水3丁目交差点付近（三原5丁目1番付近） D 三原2丁目交差点付近（三原2丁目32番付近）
調査結果	【騒音調査】 A 朝霞第四中学校入口信号付近：昼62dB、夜55dB 環境基準：適合（昼及び夜） B 台交差点付近：昼67dB、夜63dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 泉水3丁目交差点付近：昼67dB、夜63dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D 三原2丁目交差点付近：昼64dB、夜59dB 環境基準：不適合（昼及び夜） (参考) 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時から22時 夜間：22時から6時 環境基準（A～C）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （D）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（A～C）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 【振動調査】 A 朝霞第四中学校入口信号付近：昼41dB、夜33dB B 台交差点付近：昼48dB、夜43dB C 泉水3丁目交差点付近：昼53dB、夜47dB D 三原2丁目交差点付近：昼50dB、夜41dB (参考) 評価方法：時間率振動レベル 昼間：8時から19時 夜間：19時から8時 環境基準：なし 要請限度：（A・B・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （C）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下

④ 建設工事等の騒音及び振動防止対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況（令和3年3月31日現在）】

騒音規制法による特定施設の設置状況			振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	83	348	液圧プレス	83	531
	製管機械			機械プレス		
	ペンディングマシン			せん断機		
	液圧プレス			鍛造機		
	機械プレス			ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機			—		
	鍛造機			圧縮機	47	305
	ワイヤーフォーミングマシン			破碎機	7	19
	プラスト			土石用		
	タンブラー			鉱物用		
	切断機			ふるい		
空気圧縮機等	空気圧縮機	84	865	分級機	—	—
	送風機			織機	0	1
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリートブロックマシン	1	2
	摩碎機			コンクリート管・柱製造機械		
	ふるい			木材加工	2	4
	分級機			ドラムバーカー	32	138
織機		0	0	チッパー		
プラント	コンクリートプラント	9	13	印刷機械	—	—
	アスファルトプラント			ゴム練用・合成樹脂ロール機	0	0
穀物用製粉機		0	0	合成樹脂用射出成形機	22	211
木材加工機械	ドラムバーカー	6	23	鋳型造型機	1	5
	チッパー			—	—	—
	碎木機			—	—	—
	帯のこ盤			—	—	—
	丸のこ盤			—	—	—
	かんな盤			—	—	—
抄紙機		1	1	—	—	—
印刷機械		47	176	—	—	—
合成樹脂用射出成形機		25	137	—	—	—
鋳型造型機		1	5	—	—	—
計		260	1,584	計	195	1,216

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による

指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】 (令和3年3月31日現在)

施設の種類	指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15
	合成樹脂用粉碎機	1
	ペレタイザー	0
	コルゲートマシン	0
	シェイクアウトマシン	0
	ダイカスト機	1
	冷却塔	14
	計	31
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5
	ハンドグラインダー使用	15
	電気のこぎり・電気かんな使用	3
	計	23
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0
	オシレイティングコンベア	0
	計	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】

(令和2年度)

区分 種類	騒音	区分 種類	振動
くい打機	1	くい打機	1
びょう打機	0	鋼球	0
さく岩機	9	舗装版破碎機	0
空気圧縮機	3	ブレーカー	7
プラント	0	ブレーカー	8
バックホウ	2		
トラクターショベル	0		
ブルドーザー	1		
計	16	計	

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】

(令和2年度)

区分 種類	騒音	振動
設置届出	6	5
使用届出	0	0
数変更届出	0	1
防止の方法変更届出	0	0
氏名等の変更届出	1	0
使用全廃届出	0	0
承継届出	0	0
計	7	6

(2) 日照阻害の防止、電波障害の防止

① 日照阻害の防止

市では、日照阻害対策として、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、事業者等に近隣住民への説明会開催を義務付ける等、紛争を未然に防ぐための枠組みを定めています。

なお、令和2年度の条例に基づく中高層建築物の届出は6件でした。

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定もありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとするものに対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】 (令和2年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件 数	3	0	0	1	0	2	0
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件 数	2	0	0	0	0	1	0
地区名	泉 水	宮 戸	朝志ヶ丘	大字他	合 計 9 件		
件 数	0	0	0	0			

1-4 安全なまち

(1) 有害物質等環境リスクの低減

① 有害廃棄物不法投棄の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールを実施しています。

② 水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な污水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排出水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査結果（令和2年度）】

事業場数	適合数	不適合数
1	1	0

【項目別適合状況（令和2年度）】

項目	区分	調査数	適合数
水素イオン濃度（pH）		1	1
鉛（Pb）		1	1

(2) 自然災害の軽減

① 水害の防止

市には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川が流れており、歴史的に人と水との関わりは深く、古くから水の恩恵を受けてきました。しかし、一方では水害も多く、江戸から昭和にかけて水害のなかった年はないほどです。

このような歴史を踏まえて、本市では水害による被害を最小限に止めるための総合治水対策の一環として、雨水が河川や下水道に短時間に流入しないように、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」による指導を行い、雨水流出の抑制に努めています。

台風や局地的な大雨で、市内でも家へ浸水するなどの被害がある場合があります。被害を受けた場合、通常、洗浄と乾燥により対応しますが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行います。

【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和2年度	集中豪雨1件 (R2.7.1) 集中豪雨6件 (R2.7.25)	7件
令和元年度	台風19号232件 (R1.10.12)	232件
平成30年度	集中豪雨1件 (H30.8.27)	1件

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いのもとになる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかり行うのが大切です。



《家の中の消毒》

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム 0.02 パーセント溶液）にタオルやふきんを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒します。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

《家まわりの消毒》

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。



手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

※ ご自分で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



② 崖崩れの防止

市では、崖に新設される建築物や擁壁に関して、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例に基づく指導、助言を行い、崩落を助長するような行為が行われないように努めています。

③ 地震対策の徹底

市では、建築物の耐震化対策として、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震設計基準の既存建築物所有者に対して、耐震診断及び耐震改修補助を行っています。

また、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止対策として、ブロック塀等の所有者及び管理者に対して、撤去費用に補助を行っています。令和 2 年度は、43 件の補助を行いました。

また、ハザードマップ*や地震などによるブロック塀の転倒防止を目的としたパンフレットを配布するなどし、防災意識高揚を図るための啓発に努めています。

公共施設においては、平成 19 年 12 月に策定した「朝霞市有公共施設耐震化計画」及び平成 28 年 3 月に策定した「朝霞市公共施設等総合管理計画」に従って、計画的に耐震化を進めています。令和元年度から 2 年度にかけて、耐震改修として総合体育館の天井の改修を実施しました。

④ 火災対策の徹底

市では、火災防止対策として、地域ぐるみで防災活動にあたる自主防災組織の結成を奨励しております。また、延焼火災の遮断として有効な機能を持つ避難場所の確保のため、農地・公園・緑地の保全に努めています。

2 自然との共生



限りある自然を守り育み、自然の豊かな恵みを再生し、自然との豊かなふれあいとやすらぎのあるまちをめざします。

2-1 自然の保全と再生

(1) 湧水の保全、健全な水循環の形成

① 湧水の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っていて、身近な水源や生活、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取組を行うとともに、公有地内の湧水地については、除草・清掃を行ながら保全しています。

令和2年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点の湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の19ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：滝の根公園 採水日：令和2年11月24日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

② 雨水の浸透対策

市では、湧水箇所の保全及び水量の確保に有効な農地の保全、自然林の保全、透水性舗装や雨水浸透*ますの設置などによる、雨水の地下水浸透性の確保を積極的に推進しています。

令和2年度も歩道整備事業の際に、雨水の地下水浸透性を確保するため、透水性舗装を施工しました。また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、歩車道の雨水を地中に浸透させるレインガーデン（雨庭）の整備を進めています。そのほか、治水対策及び地下水、湧水の保全と復活のため、500 m²以上の規模の開発行為を行う場合に「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により貯留槽・浸透トレーンチの設置について指導を行っています。

【貯留槽・浸透トレーンチ設置状況】

年度	貯留槽		浸透トレーンチ	
	件数	規模	件数	規模
令和2年度（設置件数）	8	7,020.4 m ³	22	842.8 m ³
令和元年度（設置件数）	9	1,782.4 m ³	30	1,136.3 m ³
平成30年度（設置件数）	13	35,353.4 m ³	32	1,190.6 m ³

③ 雨水の利用

市では、新たに設置する公共施設において、雨水を利用したトイレの洗浄や樹木等への散水と上水道の節約を目的とした雨水利用設備を導入するよう努めています。令和2年度末現在、雨水や再生水を利用した公共施設は20施設です。

(2) 地形・地質・地象の保全活用

① 地形改変行為（盛土・切土）に対する指導

市では、農地改良等の行為が適正に行われるよう、法令等に定めるものほか「農地改良等に関する指導要綱」により必要な事項を定め、農地の所有者に対し適正指導を行っています。また、盛土・切土のある開発行為が存する場合は、都市計画法の技術基準に基づき、擁壁の設置等その他安全上必要な措置が講じられるよう指導しています。

② 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

埼玉県によると、令和2年の観測では、埼玉県全域において被害の生ずるおそれのある目安としている年間2cm以上地盤沈下した地点はなく、最大沈下量は1.1cmでした。本市においては、令和元年度中に設置場所が変更されたため、令和2年（令和2.1.1～令和3.1.1）では、新たな設置場所での沈下はありませんでした。

なお、今後も市民及び事業者に対して節水意識の向上等を図っていく必要があります。

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所 在 地		調 査 開 始 年 月	各 年 別 变 動 量 (mm)				
	町（字）名	目 標		平成 28.1.1 ～ 平成 29.1.1	平成 29.1.1 ～ 平成 30.1.1	平成 30.1.1 ～ 平成 31.1.1	平成 31.1.1 ～ 令和 2.1.1	令和 2.1.1 ～ 令和 3.1.1
仮 254-017	栄町 4-1547	自衛隊駐屯地 北側路上	H14.1	-0.3	+3.0	-0.9	設置場 所変更	/
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞 駐屯地脇歩道上	R2.1	/	/	/	設置場 所変更	+0.2

※平成13年度仮点

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位: m³／日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和2年度	13,125.2	238.2	3,085.3	16,448.7
令和元年度	12,664.6	301.6	1,745.6	14,711.8
平成30年度	15,007.8	277.9	1,698.8	16,984.5

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

(3) 生物生息環境の保全（生き物とのふれあい）

市では、緑地管理ボランティアとの協働による里山の再生及び保全活動を行っています。

① 自然環境の保全

市では、「朝霞市みどりの基本計画」（平成28年3月改訂）により、水辺環境保全の啓発や樹林地の保全を推進しています。

② 雜木林の維持・管理

市では、「朝霞市みどりの基本計画」（平成28年3月改訂）により、樹林地の保全を推進しています。

斜面林については、生態系だけでなく、景観、防災面においても重要であることから、特別緑地保全地区*や保護地区*として指定しています。また、市民団体との協働による里山の再生活動などにより、その保全を図っています。

令和2年度末現在、特別緑地保全地区5地区2.0ha、保護地区27地区90,399.96m²、保護樹木*91本を指定しています。

③ 自然を活かした水辺づくり

市では、水辺の生態系の保全や親しみやすい水辺空間の確保に努めています。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理者に対し協議・要望を行っています。

埼玉県では、平成24年度から、一つの川を上流から下流まで、地元自治体が実施するまちづくりなどと連携して、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う、「川のまるごと再生プロジェクト」を開始し、黒目川が本プロジェクト選定河川となりました。

河川の地域特性を生かし自然と調和し地域住民に親しまれる川として再生するため、地域住民、埼玉県、市が協働で事業計画、利活用、維持管理等について協議検討し、平成27年度に整備が完了しました。

(4) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

「生物多様性」とは、様々な生物が様々な環境の中で、直接または間接的に支えあい、一方で競争しながらバランスを保って生きていることをいいます。

市では、生物多様性の大切さをご理解いただくため、市ホームページで生き物マップを公表し、生物多様性の保全の重要性についてお知らせするとともに、次代を担う子供達が身近な生き物に关心を持ち、生物多様性に対する理解を深める機会として、生き物調査を実施しており、実際に自然や生き物に触れる中で、生物多様性を守る重要性を伝えていく機会を提供しています。

2-2 緑の豊かさと水とのふれあい

(1) 樹木や樹林の保全

① 市内に残る貴重な緑の保全

市では、市民の良好な生活環境の形成に寄与するため「朝霞市緑化推進条例」に基づき、武蔵野の原風景でもある屋敷林、社寺林やまとまりのある樹林、地域のシンボルとなる大木について、地権者の方々のご理解とご協力をいただき、平成元年より保護地区・保護樹木として指定し、緑地の保護・保全に努めています。

また、同条例に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市緑化推進会議」を設置し、緑地の保護及び緑化の推進を図っています。

【保護地区及び保護樹木】

年度	保護地区数	保護地区面積	保護樹木数
令和2年度	27 地区	90,399.96 m ²	91 本
令和元年度	27 地区	90,548.96 m ²	91 本
平成 30 年度	27 地区	90,548.96 m ²	95 本

② キャンプ朝霞跡地の緑の有効活用

市では、平成24年7月に、国による宿舎予定地跡地の現状回復工事が完了したことから、暫定的に市民が利用できるよう、関東財務局と管理委託契約を締結し、平成24年11月より基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を市民との協働によりオープンしました。

この「朝霞の森」は、市民のみなさんと一緒に「使いながらつくる、つくりながら考える広場」として、市民中心の管理運営に取り組んでいます。

③ 緑地の公有地化

市では、緑地を公有地化することで公共緑地を増やし、永続的な緑地の保全に努めています。また、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園を確保し、良好な生活環境の向上を図るため、街区公園の整備を進めています。

(令和3年3月31日現在)

都 市 公 園 【41箇所 304,247.11 m ² 】	街 区 公 園	78,751.15 m ²
	歴 史 公 園	15,371.76 m ²
	近 隣 公 園	41,898.30 m ²
	地 区 公 園	143,953.01 m ²
	都 市 緑 地	24,272.89 m ²
児 童 遊 園 地 【82箇所 27,870.49 m ² 】	公 有 地	14,916.68 m ²
	民 有 地	12,953.81 m ²
公 的 緑 地 【12箇所 34,862.25 m ² 】	朝 志 ケ 丘 緑 地	2,036.26 m ²
	宮 戸 緑 地	5,475.60 m ²
	宮 戸 三 丁 目 緑 地	78.00 m ²
	宮 戸 四 丁 目 緑 地	396.00 m ²
	岡 緑 地	4,299.65 m ²
	代 官 水 緑 地	3,808.04 m ² (民有地 105.21 m ² 含む)
	田 島 緑 地	3,000.00 m ²
	根 岸 台 八 丁 目 緑 地	8,337.00 m ² (民有地 3,917.00 m ² 含む)
	向 山 緑 地	70.02 m ²
	公 団 前 緑 地	49.18 m ²
	新 屋 敷 緑 地	3,048.28 m ²
	(仮称) 稲 荷 山 緑 地	4,264.22 m ²

(2) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）

市では、水に親しみやすい空間を創出し、景観の向上や、河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、河川管理者との協議により、多自然川づくりと、水と緑のネットワーク、緑道・遊歩道の創出に努めています。

令和2年度は河川の定期的な除草を実施しました。

また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、水辺の花と緑を楽しみ、木洩れ日の下で集い憩う庁舎前広場（花の池テラス）の整備を進めています。

(3) 農地の活用（土とのふれあい）

① 農地の保全

農地は、本来の生産機能のみならず、自然景観、生物の生息地、雨水の浸透地としても重要であるため、市では、保全に努めるとともに、緑のオープンスペース^{*}の必要性や自然土壤の育成の重要性についても市民への啓発の推進に努めております。

また、生産緑地地区の追加指定を行っています。生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める農地等をいいます。令和3年3月31日現在、市の生産緑地地区は217地区、約65.33haとなっています。

【農業用廃プラスチック等収集処理事業】

農業の健全な発展と環境の保全に資するため、農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会に対し補助金を交付し、農薬の空き缶・空きびん・マルチビニール等の回収・処理を行う環境保全型農業を推進しています。令和2年度は、延べ135戸の農家より、空き缶222個・空きびん476個・プラスチック容器2,234個・塩化ビニール651kg・ポリエチレン類6,370kgの回収・処理を行いました。

【環境保全型農業推進補助事業】

安全な地場農産物の供給及び土壤の通気性・保水性の改善や化学肥料の過剰投入による環境への負荷の軽減等を図るため、環境保全型農業に有効な有機質肥料及び資機材の購入に対して補助を行いました。令和2年度は有機質肥料301件68,286kg、資機材26件48個の補助を行いました。

② 土とふれあえる環境の整備

市では、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の市民が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合いたいとの要望に応えるとともに、都市農業に対する理解を深めるため、地域農業の活性化と遊休農地の利用促進を図るために市民農園を設置し管理しています。なお、令和3年3月31日現在では、7農園・515区画12,060m²となっており、利用率は100%でした。

3 魅力あるまちなみの創造



朝霞市の魅力である水と緑、歴史を活かし個性豊かで美しい、ゆとりのある環境にやさしいまちをめざします。

3-1 個性あるまちなみ

(1) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柊塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

① 史跡の保護・保全

・県指定史跡「柊塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柊塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柊塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。また、ボランティアにより敷地内に「万葉の花壇」が作られています。

・市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

・市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地の除草・松の剪定などの管理を行っています。

・市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として毎分約800ℓの井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

・重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。主屋を利用した体験学習などを実施し活用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用には、ボランティアにご協力いただいています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験学習は実施できませんでしたが、事業記録写真展等の代替事業を実施し、8,855人が来園しました。

・一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和2年度には3団体に補助金を交付しました。

・埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料

の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和2年度は、71件の確認調査、12件の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び資料の公開・展示を行っています。

(2) 都市の緑化（公共施設、住宅地・民間施設の緑化）

① 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。

令和2年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化*設置施設	面積	屋上緑化*設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00m ²	中央公民館	65.00m ²
朝霞市斎場	30.00m ²	朝霞第一中学校	544.52m ²
産業文化センター	25.00m ²	朝霞第四小学校	1,232.55m ²
溝沼複合施設	235.87m ²	朝霞第五小学校	485.80m ²
宮戸保育園	80.00m ²	朝霞第七小学校	100.00m ²
仲町保育園	120.00m ²	根岸台市民センター	77.60m ²
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00m ²	膝折市民センター	185.00m ²
		溝沼学校給食センター	95.90m ²

壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積	壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00m ²	中央公民館	153.60m ²
内間木支所	12.00m ²	東朝霞公民館	80.00m ²
浜崎保育園	1.00m ²	西朝霞公民館	59.40m ²
東朝霞保育園	6.00m ²	南朝霞公民館	40.30m ²
溝沼保育園	4.64m ²	北朝霞公民館	10.24m ²
栄町保育園	6.00m ²	内間木公民館	46.60m ²
泉州保育園	1.00m ²	朝霞第四小学校	506.28m ²
さくら保育園	12.00m ²	朝霞第五小学校	386.48m ²
きたはら児童館	3.78m ²	朝霞第八小学校	109.00m ²
保健センター	16.00m ²	総合体育館	改修工事のため 未実施
武道館	30.00m ²		

② 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、本市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等（平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加）は良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設壆を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成18年度より実施し、令和2年度までに59件の補助を行いました。

(3) 公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備

① 拠点公園の整備、身近な公園の整備

市では、良好な生活環境の向上を図るために、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和2年度は、都市公園及び児童遊園地の施設29件の整備・改修工事を実施しました。

西久保公園



代官水特別緑地保全地区



宮戸特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



② 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

3-2 まちなみの美しさとゆとり

(1) オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけではなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

なお、令和2年度は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出が25件ありました。

(2) 環境美化の推進（ポイ捨て・ペットマナーの向上）

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和2年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン	7月8日（水） 雨天のため中止	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫煙地区の清掃活動を実施予定であったがコロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
	コロナウイルス感染拡大防止のため中止	北朝霞・朝霞台駅周辺	

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加



【環境美化推進員数】

年 度	人 数
令和2年度	10人
令和元年度	10人
平成30年度	11人



② 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績（令和2年度）】

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近	352	158	194	
朝霞台・北朝霞駅付近	1,899	1,474	425	
合計	2,251	1,632	619	
年間パトロール日数	95日			

このマークのあるところ
は、路上喫煙禁止です！！

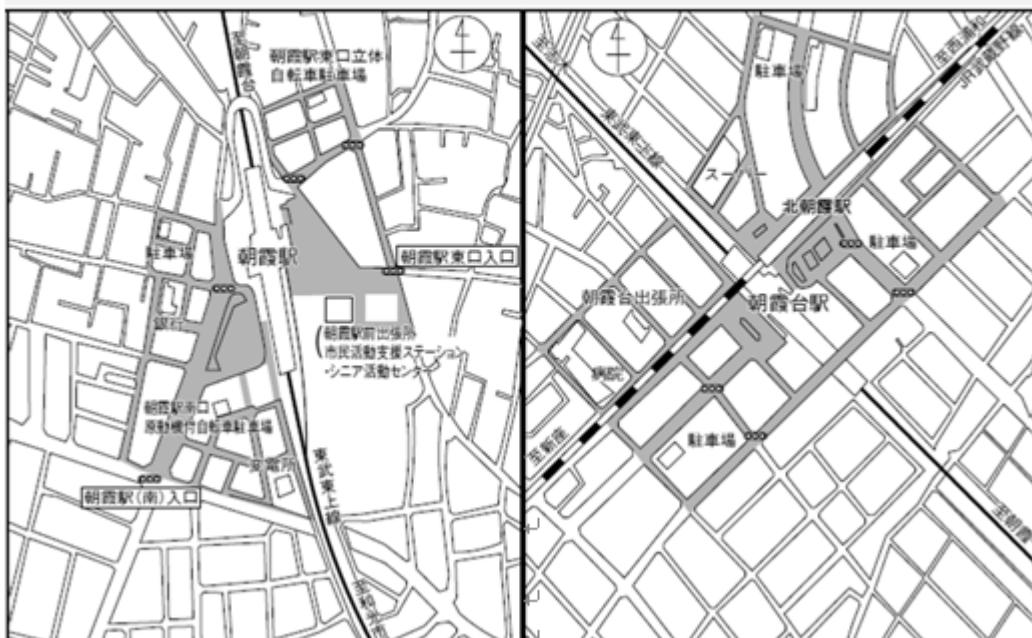


路上喫煙禁止地区

● 色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします！

③ ペットマナーの向上

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

令和2年度、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施、市内動物愛護団体にもご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/21～26

【I go.(愛護)共生社会へ～令和2年度動物愛護パネル展～】

開催日：令和2年9月21日（土）～26日（木）

場 所：朝霞市立図書館



△動物愛護パネル展の様子



△ペット用防災備蓄品の一例

○協力市内動物愛護団体

「NPO 法人にやいるどはーと」

「そらとゆめ」

「動物との共生社会を目指す会 Vest」

「もめんいと」

【令和2年度動物愛護講演会及びその他講演会】

コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止

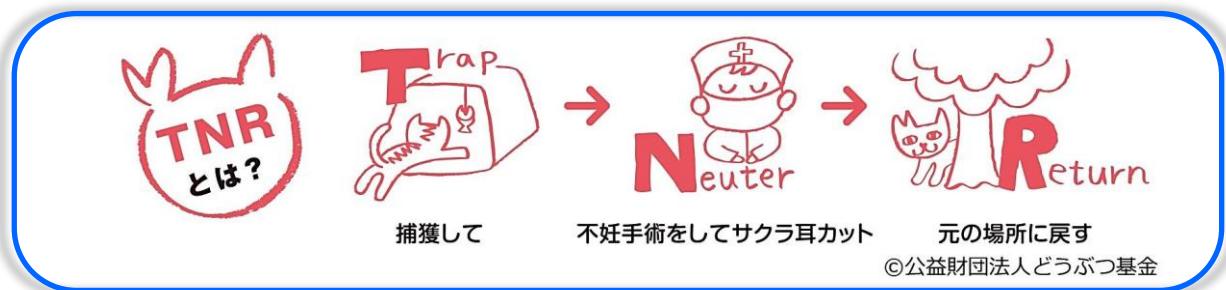


知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（**TNR活動**）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。



次ページへ続く⇒

不妊・去勢手術をすると、猫による被害の防止及び抑制し、 地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ・自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ・スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ・発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット（通称サクラ耳）が
不妊・去勢手術済みの目印！



猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ちの良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

犬猫の飼い方相談や猫に関する相談は、
埼玉県動物指導センターにご連絡ください。
問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484



犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられております。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。なお、市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



なお、犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

狂犬病予防注射と注射済票

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和2年度	425	4,312	2,613	60.6%
令和元年度	301	4,252	2,647	62.2%
平成30年度	252	4,155	2,676	64.4%

駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に何千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いを実施しています。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、魔匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ



(3) 放置自転車対策の推進

① 放置自転車等の対策

本市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種別	年度	朝霞駅南口		朝霞駅東口		北朝霞駅		朝霞台駅		合計	
		自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク
回数	R2	7		6		10		5		28	
	R元	10		6		10		7		33	
	H30	8		8		10		8		34	
台数	R2	58	0	33	1	34	0	30	0	155	1
	R元	130	0	55	2	80	0	101	1	366	3
	H30	193	2	64	4	81	0	72	0	410	6

② 自転車駐車場整備

本市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

朝霞市自転車駐車場一覧（令和3年3月末現在）

有料自転車駐車場			収容台数		
北朝霞駅・朝霞台駅	北朝霞駅東口地下自転車駐車場		定期利用 2,780		
			一時利用 666		
	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場		定期利用 280		
	朝霞台駅南口地下自転車駐車場※		定期利用 2,146		
	朝霞台駅南口第一自転車駐車場		一時利用 455		
朝霞駅	朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場		定期利用 79		
	朝霞駅東口立体自転車駐車場		定期利用 756		
			一時利用 112		
	朝霞駅東口地下自転車駐車場		定期利用 692		
			一時利用 156		
	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場		定期利用 77		
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場		定期利用 191		
			一時利用 50		
朝霞駅南口地下自転車駐車場			定期利用 3,586		
			一時利用 696		

※現在は、定期利用のみ

(4) 不法投棄の防止

市では、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。また、監視パトロールの実施や近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

令和2年度の不法投棄物の通報は487件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和2年度	160	4	25	0	28	14	6
令和元年度	194	0	43	3	31	28	14
平成30年度	195	2	78	4	61	17	11

① 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場のようになってしまうことがあります。

市では、不法投棄を未然に防ぐことはもちろん、不法投棄物の早期発見に努めるために、職員による巡回パトロールを実施しています。また、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和2年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

② 荒川クリーン協議会

荒川右岸河川敷内における不法投棄対策については、河川管理者のみの課題ではなく、広域的な取り組みが必要とされます。そこで、平成8年10月に国・県・関係市により「朝霞市・志木市・和光市地区荒川クリーン協議会」を設立しました。

【不法投棄物一斉撤去作業結果】

(朝霞市内撤去数)

	生活ごみ・産廃ごみ(kg)					家電4品目(台)					廃車両 (台)
	可燃物	不燃物	粗大 ごみ	産廃ご み	合計	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エア コン	合計	
令和2年度 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	60	160	0	0	220	0	0	0	0	0	0

※1 令和元年度は、台風19号の影響により、清掃箇所が浸水しているため中止

※2 令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) 景観計画の策定

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、朝霞市景観計画を定め、平成28年4月に施行しました。

令和2年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により188件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

3-3 環境に配慮した交通手段

(1) 歩行者空間の確保

市では、歩行者の安全を確保するため、主要道路（市道）の歩車道分離等の整備を進めるほか、遊歩道の路面清掃や定期除草を実施しています。

【歩道整備状況】

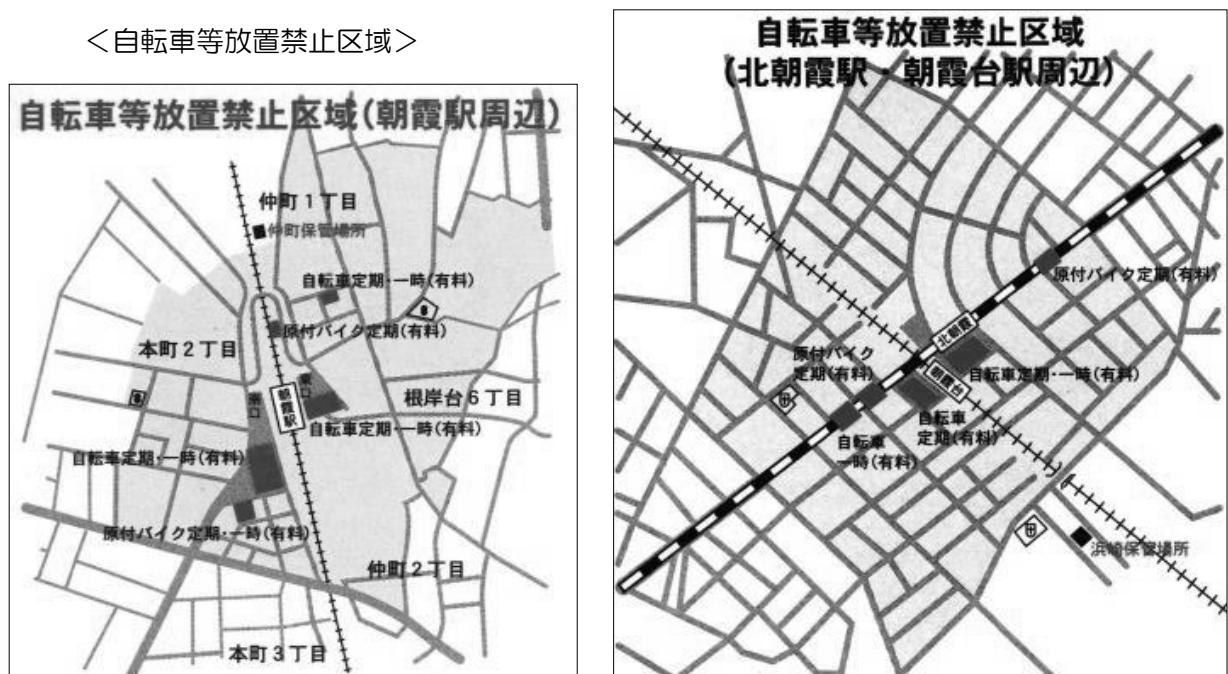
年度	歩道整備延長
令和 2 年度	96.2m
令和 元 年度	192.0m
平成 30 年度	63.8m

(2) 自転車利用環境の整備

① 放置自転車対策の推進

自転車は、通勤・通学・買い物等の手軽な手段として、無公害性、経済性等により年々その利用が高まっています。その一方で、これらの自転車が駅周辺の道路や公園等の公共の場所に放置され、歩行者への通行妨害、街の美観が損なわれる等の原因となっています。

このため、市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定するなどして、自転車の放置防止に努めています。



② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

市では、歩車道の分離、自転車専用通行帯、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の設置、放置自転車対策などを行い、安全な道路環境を整備するとともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどにより、交通安全意識の啓発や自転車利用者のマナー向上に努めています。また、駅周辺に自転車駐車場を整備し、放置自転車等の解消を図っています。

令和2年度は、市内幼稚園、保育園を対象に交通安全教室を実施しました。また、放置自転車等の課題、自転車利用の促進、公共交通の機能の補完、地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクル事業の実証実験を民間事業者と共同して実施しています。

(3) 公共交通利用環境の向上

① 鉄道利便性向上

市では、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会を通じて、鉄道事業者に対し、駅における安全性の確保や駅施設のバリアフリー化など、安全で快適に利用できる公共交通の利用環境の向上を図るために要望をしており、令和2年3月14日に朝霞駅のホームドアが供用開始されました。

なお、令和2年度は、鉄道事業者への要望を2回行いました。

② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

市では、交通空白地区の改善を図るために、市内循環バスを運行しています。令和2年度は延べ291,774人の利用がありました。

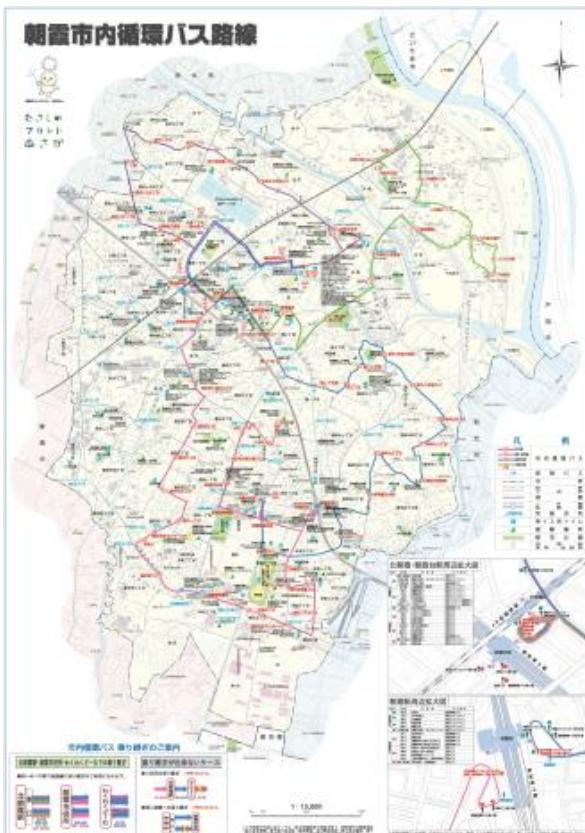
地域特性に応じた効果的・効率的な地域公共交通の実現を目指し、本市における公共交通空白地区の改善、持続可能な市内循環バスの運行等について関係機関等と協議を重ね、地域公共交通計画を策定しました。

(表紙)



← 朝霞市内循環バス マップ&時刻表は、
朝霞市役所で配布しています。

(路線図みほん)



4 低炭素・循環型社会の構築



まちづくりや日常生活での省資源・省エネルギーなど環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを確立し、地球環境保全に貢献するまちをめざします。

4-1 地球温暖化*対策の推進

(1) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象は、都市における熱汚染であり、ビルや住宅などの空調設備、電気機器、燃焼機器や自動車などの人間活動より排出される熱を低減することで現象が緩和できます。この原因の一つに、気温の低減効果のある緑地の減少やアスファルト道路の特性があるとされていることから、市では、緑地の確保や道路舗装を改善し、現象の緩和に努めています。

① 公共施設の緑化

市では、公共施設でのヒートアイランド対策として、夏は遮断、冬は保温の効果がある屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンの設置を進めています。緑は、蒸発散作用による気温低減効果があるほか、NO_x等の大気汚染物質を吸収し、酸素を供給するなどの大気浄化機能があります。

② 透水性舗装等の推進

透水性舗装は、地中に保持された水分が蒸発することにより、通常の舗装に比べ、路面の高温化を抑制する効果があり、街路樹の育成にも良い影響を与え道路の緑化にも役立つことから、市では、歩道舗装に可能な限り、透水性舗装を行っています。

【透水性舗装状況】

年度	透水性舗装面積
令和 2 年度	184.0 m ²
令和 元 年度	223.4 m ²
平成 30 年度	189.7 m ²

(2) 省エネ・省資源の推進

① エコライフの推進・普及

市では、地球環境への負荷を軽減するため、省エネ・省資源対策を推進し、石油などの天然資源の有効利用などを積極的に行う循環型の社会システムの構築を目指しています。

家庭からの二酸化炭素排出量を削減するために、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を実践することにより、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりとして、夏冬に各1日を決めて、職員一人ひとりがこのエコライフDAYを実践し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを実施しました。この結果、令和2年度は、夏冬合わせて2.6 t のCO₂を削減することができました。

② 公用車のエコカー導入の推進

市では、「朝霞市低公害車導入指針」を平成19年から施行し、大気環境の保全や環境負荷*の低減、及び地球温暖化の防止を図るため、有害物質や温室効果ガス*の排出が少ない車両や、燃費性能に優れた車両を公用車として積極的に導入しています。

令和2年度は、財産管理課が集中管理している公用車2台をはじめ、計4台の低公害車を導入しました。

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、平成25年度から大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の一般駐車場内に電気自動車用の急速充電器1基を設置しています。

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：午前8時から午後9時まで

利用料：1回500円



【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数	充電量（kWh）	充電回数	うち一般充電回数
令和2年度	353	513.5	62	51
令和元年度	346	474.6	88	63
平成30年度	357	747.7	91	43

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

③ 朝霞市環境マネジメントシステムの推進

市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献はもとより、地球環境保全を自ら率先し行動することによって、市民や事業者に朝霞市としての姿勢を示すことを目的に、朝霞市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを導入し、具体的な環境の保全及び取組の推進に努めてきました。その結果、市役所全体のオフィス活動における環境に対する意識や環境配慮活動を定着させることができました。

そして、朝霞市環境マネジメントシステムを平成27年3月に策定された「第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画」と一元化することで、引き続き、事業者として環境に配慮したオフィス活動に努めることとしました。

(3) 太陽光発電等再生可能エネルギー利用の推進

① 公共施設の太陽光発電実用化の検討

市では、地球温暖化対策の一環として、環境への負荷の少ない「太陽光発電設備」の公共施設への導入を推進しています。令和2年度までに設置した主な施設は表のとおりです。また、市内の公園施設（トイレ、照明設備、時計等）においても一部設置しています。

太陽光発電設備設置施設	最大出力値	太陽光発電設備設置施設	最大出力値
市役所本庁舎	10.53 kW	宮戸保育園	4.82 kW
産業文化センター	19.60 kW	溝沼学校給食センター	4.80 kW
リサイクルプラザ	10.00 kW	中央公園野球場	5.01 kW
根岸台市民センター	5.01 kW	朝霞第四小学校	10.00 kW
膝折市民センター	5.00 kW	朝霞第五小学校	10.00 kW
総合福祉センター	57.40 kW	朝霞第十小学校	95.55 kW
溝沼複合施設	10.02 kW	朝霞第一中学校	20.00 kW
内間木公民館	16.96 kW		

② 住宅用太陽光発電設備設置の推進

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和2年度	出力1kW当たり ※限度額：戸建 組合 3.5万円 10万円 50万円	20件	1,929,000円	87.15 kW
令和元年度	出力1kW当たり ※限度額：戸建 組合 3.5万円 10万円 50万円	26件	2,471,000円	111.06 kW
平成30年度	出力1kW当たり ※限度額：戸建 組合 3.5万円 10万円 50万円	37件	3,482,000円	147.35 kW

【発電量推計値によるCO₂削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
令和2年度	87.15	104,580	57.62
令和元年度	111.06	133,272	73.43
平成30年度	147.35	176,820	97.43
平成13～ 令和2年度 までの累計	3,739.92	4,487,904	2,471.84

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO₂の二酸化炭素を吸収しています。

③ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和2年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和元年度	一律5万円	0件	0円	0kW
平成30年度	一律5万円	0件	0円	0kW

④ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

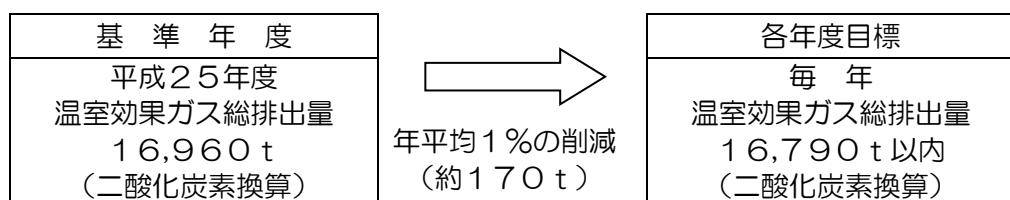
年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和2年度	一律10万円	28件	2,800,000円	187.6kWh
令和元年度	一律10万円	24件	2,400,000円	147.8kWh
平成30年度	一律10万円	15件	1,500,000円	111.6kWh

（4）地球温暖化対策実行計画の推進

① 「第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画」への対応

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。

第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としています。



※計画期間（7年間）で排出される温室効果ガス総排出量を合計で約117,530t以内の排出量とする。

$$\text{基準年度 } 16,960\text{ t} \times 7\text{年間} = 118,720\text{ t}$$

$$\text{削減目標 } 16,960\text{ t} \times 7\% \div 1,190\text{ t} (\text{年平均 } 170\text{ t})$$

$$\text{総排出量 } 16,790\text{ t} \times 7\text{年間} = 117,530\text{ t} \text{以内}$$

- ・第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成27年度～令和3年度）

【実績】

	年間排出量 (kg-CO ₂)	基準年度比 (%)
令和2年度	16,675,658	△1.68
令和元年度	16,670,970	△1.71
平成30年度	16,585,330	△2.21
平成29年度	16,209,344	△4.43
平成28年度	16,139,137	△4.84
平成27年度	16,421,991	△3.17

※基準（平成25）年度排出量：16,960,179 kg-CO₂

② 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と「広報あさか」及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
<ul style="list-style-type: none">・電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要的照明の消灯、 その他の節電・燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、 公用車の買い換え時の低公害車等の導入	<ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制・リサイクルの推進・廃棄物の削減・水道水の節約・環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、 再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

③ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

④ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）等への対応

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するために、平成20年に改正、平成22年4月より施行され、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

市、教育委員会が特定事業者となり1,500キロリットルを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑤ 地球温暖化対策等の促進

本市では、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただきたための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業
- ・地域リサイクル活動推進補助事業

朝霞市は「COOL CHOICE」に賛同しています！



「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことです。
詳しくは、「COOL CHOICE」のホームページをご覧ください。

朝霞市は「Fun to Share」に参加しています！



「Fun to Share」とは、CO₂など温室効果ガス排出量の削減を実現するための地球温暖化防止国民運動のことです。
詳しくは、「Fun to Share」のホームページをご覧ください。

4-2 水の有効利用

(1) 水の有効利用

① 節水の啓発

市では、水は限りある大切なものとして、広報あさかやポスターなどを活用し、水の有効利用に関する普及を進めて、節水意識の向上を図っています。

【市内の水道給水量】

年度	給水量	1人1日平均給水量
令和2年度	1,587万m ³	303ℓ
令和元年度	1,548万m ³	298ℓ
平成30年度	1,630万m ³	318ℓ

② 雨水の利用

市では、新たに設置する公共施設において、雨水を利用したトイレの洗浄や樹木等への散水と上水道の節約を目的とした雨水利用設備を導入するよう努めています。令和2年度までに導入した施設は下表のとおりです。

雨水や再生水を利用した施設 20 施設

施設名	施設名
根岸台市民センター	北朝霞駅東口地下自転車駐車場
膝折市民センター	朝霞駅南口地下自転車駐車場
産業文化センター	朝霞駅東口地下自転車駐車場
リサイクルプラザ	朝霞駅南口公衆トイレ
溝沼複合施設（溝沼保育園含む）	朝霞第一小学校
さくら保育園	朝霞第四小学校
宮戸保育園	朝霞第五小学校
仲町保育園	朝霞第十小学校
新高橋ふれあい広場トイレ	朝霞第一中学校
博物館	溝沼学校給食センター

※再生水とは雨水以外の排出水を循環させるなどで再利用させているもの

③ 雨水利用設備設置の推進

雨水の再利用を推進するため、平成 27 年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和 2 年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額：2 万円） 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置基数を乗じた額（限度額）10 万円	3 件	34,000 円	400 ℥
令和元年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額：2 万円） 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置基数を乗じた額（限度額）10 万円	2 件	29,000 円	240 ℥
平成 30 年度	戸建：購入費用等の 1/2（限度額）2 万円 組合：1 基あたりの購入費用等の 1/2 に設置基数を乗じた額（限度額：10 万円）	1 件	18,000 円	120 ℥

4-3 循環型社会の形成

わたしたちが、社会生活を営むうえで日々大量に発生する廃棄物（ごみ）があります。この「ごみ」といかにつきあっていくかが、現在、大きな課題の一つとなっています。

令和2年度のごみ排出量は、コロナ禍の影響により家庭ごみが増加した一方、事業ごみは減少しました。ごみの総排出量は昨年度に引き続き増加しており、この状態が続くと、ごみ処理施設に経常的な負担をかけるばかりでなく、わたしたちの生活環境に多大な影響を及ぼすことになります。

たとえば、ごみ処理施設の老朽化、最終処分場の不足、ごみ処理経費の増加、ごみ焼却時におけるダイオキシン類の発生等、財政負担や人体および生態系への影響が出てきています。

地球の資源が有限である以上、まず廃棄物の発生を減らし、それでも排出せざるを得ない廃棄物でもリサイクルできるものは「再資源」として活かしていくことがとても大切です。

市では、ごみ問題の解決に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割の中で、「リデュース」（廃棄物を出さない）、「リユース」（再使用する）、「リサイクル」（再資源化する）という、ごみ減量の大切なキーワード「3R」を柱に、さまざまな事業を実施しています。

（1）3Rの推進、リサイクルプラザの充実

① リデュース・リユース・リサイクルの普及（リサイクル意識の啓発）

市では、ごみ問題に対する市民の意識啓発の高揚を図るために、「資源とゴミの分け方・出し方」など各種啓発パンフレットを作成、配布しているほか、啓発用DVD「Eco City あさか～3Rはごみを減らすキーワード～」を作製して、貸出しを行っています。

令和2年度は、広報あさかやホームページに啓発記事を掲載したほか、2月に分別キャンペーン月間を設け、適正な分別を啓発しました。

② 生ごみの減量化促進

ごみの約7割は燃やせるごみです。中でも大半を占めるのは、生ごみや紙ごみです。本市では、生ごみの減量施策として、家庭での水切りを推進しています。令和2年度は、コロナ禍の影響により、店頭啓発事業は実施できませんでしたが、10月の3R推進月間事業において、水切りネットを公共施設で配布しました。

また、公設保育園や学校給食センターなどでは、給食の生ごみの回収を堆肥化のできる業者へ委託し、ごみの減量化・資源化を推進しています。令和2年度は、学校給食センター・4小・5小では29.293t、保育園では21.075t、総合福祉センターでは1.866tの給食生ごみを回収し、堆肥化しました。

③ リサイクル家具等の活用

市では、市内の家庭で不用になって処分しようとしている家具類を引き取り、リサイクルプラザのシルバー工房で補修後、毎月抽選による展示販売を行っています。令和2年度の販売点数は282点でした。

※リサイクルプラザは令和2年4月2日から5月31日まで、新型コロナウィルス感染拡大防止のため休所したことから、4月、5月は家具類の収集・販売を休止しました。

④ リサイクル自転車活用

市では、地球にやさしいリサイクル活動の一環として、撤去された放置自転車を整備し、再利用自転車として販売しています。令和2年度は撤去された放置自転車の中でリサイクル可能な自転車が無かったことから、活用の実績はありませんでしたが、今後についても、リサイクル可能な自転車がある場合には積極的に活用を推進します。

⑤ 地域リサイクル活動の推進

ごみの減量化・再資源化を推進するため、家庭の排出段階から抑制し、リサイクルへ直接回すことにより、ごみ処理施設への負担及び処理経費を節減するため、回収量に応じて補助金を交付し、市民の方々による自主的な地域環境保全活動を援助しています。

【令和2年度地域リサイクル活動実績】

登録団体数	回 収 品 目 及 び 回 収 量			
	紙 類	布 類	金 属 類	び ぐ ん 類
169団体	1,140,107kg	103,436kg	58,160kg	0kg
回収量合計	1,301,703kg			



※冊子「資源とゴミの分け方・出し方」

⑥ 廃棄物の資源化の推進

市では、廃棄物のリサイクルを推進するために分別収集及び集団資源回収に取組んでいます。ごみの分別については、啓発冊子や分別看板の配布、広報あさかやホームページを活用した啓発のほか、分別キャンペーン月間、ごみ集積所監視パトロールを実施し、適正な分別排出指導を行っています。

また、市民団体等による集団資源回収活動に対し、朝霞市地域リサイクル活動推進補助金を交付することで、再資源化に対する意識の高揚を図っています。令和2年度のリサイクル率は27.1%でした。

※リサイクル率

$$\begin{aligned} &= (\text{集団資源回収量} + \text{搬入された資源の量}) \div \text{ごみ排出量} \times 100 \\ &= (1,301,703kg + 9,284,990kg) \div 39,125,450kg \times 100 \approx 27.1\% \end{aligned}$$

【分別容器・クリーンネット配付事業】

ごみの分別徹底と収集の効率化を図るため、ごみ集積所用のごみ排出用分別容器やクリーンネットを配付しています。また、分別容器の移動をスムーズにするためのキャスターを提供しています。



※ごみ排出用分別容器



※クリーンネット

【朝霞市廃棄物減量等推進審議会の開催】

ごみの減量化・再資源化を推進するにあたって、平成 6 年 4 月から市長の諮問機関として、市民、事業者、行政がお互いの立場からごみの減量に有効な方法を見出すために開催しています。

この審議会は、市長が委嘱する 10 名の委員で構成されており、これまで、市長からの諮問に對し数々の審議を行っております。

令和2年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員（令和2年度末現在）

区分	所属団体役職等	氏名
第1号委員 知識経験を有する者	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長	なか 中 山 宏 昭 やま しら たか あき
	朝霞市市議会議員	やま 山 下 隆 昭 山 した たか あき
	法政大学経済学部教授	◎ まつ 松 波 淳 や まつ しら なみ じゅん や
	全国都市清掃会議総務部長	おお 大 川 敏 彰 おお かわ とし あき
第2号委員 関係団体を代表する者	朝霞市商工会女性部	えん 遠 藤 なみ子 えん とお ふじ なみこ
	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会	まつ 松 下 昌 代 まつ しら まさ よ
	朝霞市自治会連合会副会長	○ せき 関 口 博 信 せき くわ 口 ひろ のぶ
	朝霞地区四市廃棄物処理協会	おお 大 村 相 哲 おお むら そう てつ
第3号委員 公募による市民	市民公募者	たか 高 橋 義 幸 たか はしづ よし ゆき
	市民公募者	やぎ 柳 下 克 枝 やぎ りゅう しら かつ え

（敬称略）◎会長 ○副会長

令和2年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会活動報告

回数	開催日・開催場所	会議内容
第1回	令和2年10月2日（金） 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	(1) 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について（令和元年度実施分）（案） (2) その他
第2回	令和3年2月17日（水） 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	(1) 正・副会長の選出について (2) 令和3年度一般廃棄物処理実施計画（案）について (3) その他

【ごみ処理状況の推移】

年度	人口(人)	年間総排出量(t)	内訳(t)		処理量内訳(t)		1人当たり家庭ごみ (集団資源回収を除く)排出量(g/日)
			家庭ごみ	事業ごみ	焼却	その他	
R2	143,388	39,126	32,311	6,815	27,400	11,726	592
R元	142,073	38,441	31,178	7,263	27,284	11,157	572
H30	140,218	37,661	30,606	7,055	26,733	10,928	567

※ 総排出量=収集量+直接搬入量、人口は各年度末現在

【資源化状況の推移】

年度	集団資源 回収量 (t)	資源化量(t)												再生 利 用 率 (%)	
		新聞	雑がみ	布類	ダソ ボール	かん		ペット ボトル	紙 パウ	磁性物	びん	プラス チック	アリミ がら	廃家電	
R2	1,302	479	1,251	590	1,347	256	143	420	2	600	983	2,892	26	296	33.3
R元	1,451	569	1,289	535	1,130	222	135	381	1	495	909	2,805	17	350	33.1
H30	1,600	635	1,190	486	1,070	221	137	332	1	470	931	2,469	12	385	32.5

※ 集団資源回収量=リサイクル活動団体による紙類・布類・金属類・びん類の集団資源回収量

再生利用率=(集団資源回収量+直接資源化量+中間処理後再生利用量)/総排出量×100

⑦ リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及

リサイクルプラザでは、ごみの減量、再資源化や環境に関する情報発信の拠点として、家庭で不用になったものをごみにしないで再利用するよう、リサイクルショップの運営、家具類の再生販売、不用品情報交換などの事業の他、賞味期限切れ前の食品（常温で保存が可能なもの）を回収し、市内の子ども食堂で活用していただく食品ロス削減事業や、家庭で不用となった市内中学校の制服や体操着を、各学校を通じて必要としている方に再利用していただく制服リサイクル事業を実施しています。

また、図書コーナーで所蔵している環境関係図書の貸出を行っています。

⑧ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援

リサイクルプラザでは、市民ボランティア団体「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」が市との協働で講座等の事業を計画します。この協議会は、市民が主体的に事業を企画・立案し、活動しています。

令和2年度は、「目からウロコのエコクッキング」「ガラスのリサイクルで作るキャンドルホルダー」「春も快適マスク生活！」を実施しました。

(2) 事業活動における廃棄物の減量化、資源化

市では、事業ごみの減量化、資源化を図るために、事業系ごみ削減キャンペーンの実施や、ホームページ、事業用パンフレットの配布により、事業者への意識啓発を図っているほか、大規模事業者の実地検査を行い、ごみの減量・再資源化を推進しています。

また、クリーンセンターでは、搬入ごみを検査し、分別が守られていない事業者に対して指導を行っています。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの減量・再資源化を図るために、市民・事業者等に対しごみの減量・分別についての啓発活動を行っております。

特に事業ごみについては、適正排出や再資源化について、事業者に指導を行っています。

市民には、増加している外国人居住者への適正排出の指導、啓発の強化を行うなど、正しい分別についての啓発活動等を行っています。

【ダイオキシン類測定分析】

クリーンセンター内における排ガス・焼却灰・飛灰中のダイオキシン類の測定分析を実施し、その結果について、「広報あさか」にて公表しました。

【令和2年度ダイオキシン類測定分析結果】(令和2年12月11日、令和3年2月15日測定)

	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
1号炉	0.0024	2.2	0.000048
2号炉	0.0033	1.1	0.0016
排出基準値	5	3	3

ng : 10億分の1g

TEQ : ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表す記号

m³N : 温度0°C、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積

- ※ 排ガスの排出基準値（焼却能力が2~4t/時の基準値）は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- ※ 飛灰・焼却灰の排出基準値は、「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準値及び測定の方法に関する省令（平成12年1月14日厚生省令第1号）」による。
(平成14年12月1日から適用)

5 環境パートナーシップの推進



環境保全活動や環境教育・学習の充実など、市、市民・市民団体、事業者の協働による環境の保全等が進められるまちをめざします。

5-1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、生活環境の保全や自然保護に配慮した環境教育を推進していくために、学校、教育委員会及び市がそれぞれの役割で、効果的な環境教育基盤の整備に努めています。

① 環境教育

市では、地域にある様々な環境を活かした環境教育を推進しています。

児童・生徒の発達段階を考慮し、各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間をはじめとした教育活動全体を通して、よりよい環境づくりのために主体的に行動する子どもの育成を図っています。令和2年度は、市内小学3年生に「あさかのかんきょう」を、6年生には「朝霞の地層たんけんマップ」を配付し、環境学習に用いました。また、環境教育全体計画の作成と実施及び地域の環境の積極的な教材化等を実施しました。

また、身近な朝霞の自然を取り入れた資料集を作成し、生活科・理科及び総合的な学習の時間等の授業で活用を図っています。令和2年度は、小学校理科資料「花たんけんマップ」と、「虫の世界」(市内小学3年生に配付)、「朝霞の地層たんけんマップ」(市内小学6年生に配付)を発行し、また、中学校理科資料集「朝霞の植物」や「朝霞の水生生物」(市内中学1年生に配付)、「朝霞の土壤動物」(市内中学3年生に配付)を発行しました。

② 環境教育の支援

市では、市民が自ら企画実施する学習講座において、経費の一部を補助し、学習機会の形成を促すとともに、市と市民との協働による生涯学習活動の推進を図っています。令和2年度は、環境学習に関するものとして、1団体に対し、補助金を交付し活動を支援しました。

③ 環境学習への支援

例年、夏休みに開催される「黒目川・川まつり」(黒目川・川まつり実行委員会主催)は、身近な環境である黒目川に親しみながら、川の水を守ることの大切さなどを学ぶ場として、市としても協力しています。

(2) 啓発活動の推進、環境情報等の充実と発信

① 環境情報の収集と発信

環境問題に対する理解を深めていただくため、広報や市のホームページに環境関連の記事を掲載するとともに、年次報告書「朝霞の環境」を作成し、その周知と啓発に努めました。

② 環境美化ポスター募集

例年、子どもたちに環境美化に対して関心を持ってもらうため、市内の小学3年生・6年生を対象に、美化ポスターを募集しましたがコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

【環境美化ポスター 応募数】

令和2年度	中止
令和元年度	185点（3年生 99点、6年生 86点）
平成30年度	150点（3年生 77点、6年生 73点）
平成29年度	108点（3年生 68点、6年生 40点）

③ 環境美化活動功労者

多年にわたり地域の環境美化・清掃美化に尽力された個人・団体の功績をたたえ、令和2年度は9人に対し、環境美化活動功労者として市から感謝状を贈呈しました。

【令和2年度 環境美化活動功労者】 (敬称略)

氏名	活動年数	氏名	活動年数
富岡 友治	30	秋山 康純	6
本橋 健一	24	塩野 泰三	6
菅野 茂	10	林 隆子	6
小野 黙	10	塩野 広勝	5
弘田 純子	10		



環境美化活動功労者の皆さん

【環境美化活動功労者数】

年度	団体数・人数
令和2年度	9人
令和元年度	13人・1団体
平成30年度	4人

④ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：トン）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和2年度 ※1	春（5月31日）	—	—	—	—	—
	秋（11月29日）	11.22	4.88	6.37	22.47	88団体
	合計	11.22	4.88	6.37	22.47	
令和元年度	春（5月26日）	14.49	4.48	6.80	25.77	86団体
	秋（10月27日）	15.39	4.93	5.89	26.21	87団体
	合計	29.88	9.41	12.69	51.98	
平成30年度	春（5月27日）	16.19	6.04	9.01	31.24	76団体
	秋（10月28日）	14.20	4.62	5.88	24.70	84団体
	合計	30.39	10.66	14.89	55.94	

※1 令和2年度春のきれいなまちづくり運動はコロナウイルス感染拡大防止のため中止。

秋のきれいなまちづくり運動はオリンピックの影響により11月に移行。



【朝霞市コミュニティ協議会の取り組み】

朝霞市コミュニティ協議会では、清掃活動を通して黒目川沿いの景観保全をはじめ、住み良いまちづくりと地域への愛着を深めることを目的に、年1回、黒目川堤防清掃活動を実施しています。令和2年度は、令和3年3月14日（日）に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に対する有効な対策を講じることが難しいと判断し、中止しました。

（3）環境に関する有識者の活用

市では、環境団体や環境に関する有識者を活用して、学校や地域、家庭や職場での環境学習をはじめ、自然観察や体験学習、環境保全活動を支援する人材の育成と活動支援に努めています。

5-2 環境パートナーシップによる取組の展開

(1) 環境保全行動の促進

市では、学校や地域、家庭、職場での環境保全活動に対する理解の向上に努め、市民等による自主的な地域の環境保全活動を促進するため、「広報あさか」や市ホームページに環境情報を掲載して、普及啓発を行っています。

また、職員一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組むエコライフDAYを夏、冬に各1日決め、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを実施しました。この結果、令和2年度は、夏冬合せて2.6 tのCO₂を削減することができました。

(2) 市民団体の環境保全活動支援

① 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働

市のごみの減量化・再資源化をより一層推進するための情報拠点として、リサイクルプラザが平成12年7月に開所しました。開所当時から現在に至るまで、その事業運営については、行政と市民の「協働」という観点から、市民団体である「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」が担っています。

【令和2年度の主な取り組み】

総会	1回	スタッフ全員から企画提案された事業を検討し、年間の活動内容を決定します。スタッフの意見はこの場に集約されるようになっています。
スタッフ会議	4回	会議での協議事項や継続事業などについて全員で話し合い、決定しました。
スタッフ勉強会	1回	朝霞市のごみ処理の現状と今後について、資源リサイクル課の職員を講師とした勉強会を実施しました。

② あさか環境市民会議との協働

市の環境に関する施策を総合的、計画的に推進していくために策定した「朝霞市環境基本計画」に基づく「(仮称) 朝霞環境フォーラム」の設立準備委員会が平成 15 年 12 月に発足しました。その後、この会の名称を「あさか環境市民会議」とすることとし、設立後は独立した団体として市民等が中心となって運営することが決定されました。

平成 16 年 6 月 20 日には設立総会が開催され、「あさか環境市民会議」が発足、現在は専門部会を設けて各部会のテーマに沿った活動を実施しています。

令和 2 年度は、あさか環境市民会議自然部会で実施している斜面林の保全活動や、団体自らが実施する事業等への支援や情報提供などを行い、自主的活動の支援をしました。

【令和 2 年度の主な取り組み】

運営会議	12 回	市民会議の運営について具体的に検討しています。また、視察研修や各専門部会の開催内容等についても、この場で話し合われています。会員の意見はこの場に集約されるようになっています。
定期総会	1 回	コロナウイルス感染拡大防止のため第 17 回定期総会は書面開催し、前年度の事業報告及び決算報告、また、今後の事業計画、予算案について審議を行い、会員に承認されました。
視察研修	0 回	コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
専門部会 (自然部会)	30 回	岡斜面林、宮戸斜面林、根岸台自然公園・根岸台里山再生林において、雑木林の枝打ち、間伐、下草刈りなどの保全活動を実施するとともに、生息する昆虫や動植物の観察会を実施しました。
専門部会 (生活環境部会)	0 回	例年、広報部会と合同で「あさか環境まち歩き（黒目川エコ探検）」を実施していますがコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
専門部会 (広報部会)	随時	例年、生活環境部会と合同で「あさか環境まち歩き（黒目川エコ探検）」を実施していますがコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。市民会議が運営するホームページに活動予定及び、里山だよりを掲載いたしました。

（3）環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

自然環境や環境問題に関する市民団体等を把握し、情報の提供・交換・活用・協力等により、団体の活動支援並びに調査研究に努めています。

① 環境に関する市民団体

市内を中心に活動を行っている朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会やあさか環境市民会議などの環境保全団体の把握及び情報の提供・交換、活用するための調査研究に努めています。

② グランドワーク活動

グランドワーク活動（住民・企業・行政がパートナーシップを組み、地域環境を改善するとともに、持続可能な地域社会を構築する活動）の体制強化を図り、市民団体の活動及び自主的活動の支援をしています。

6 その他の環境保全対策

(1) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されてしまうと、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則ですが、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。また、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出しています。

あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和2年度	32	38(0)
令和元年度	26	27(0)
平成30年度	33	44(0)

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛け式刈払機を無料で貸出しています。なお、台数に限りがあるので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和2年度	55
令和元年度	57
平成30年度	50

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(2) 鳥獣・害虫対策

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

スズメバチの巣の駆除

平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数(件)
令和2年度	54
令和元年度	74
平成30年度	31

巣を作るスズメバチ⇒
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和2年度	93	69	9	26	197
令和元年度	99	60	10	49	218
平成30年度	61	89	9	34	193

※ 民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」(下記参照)を紹介することとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カブ	ハト	ムクドリ	ヘビ	ハエ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和2年度	8	15	7	2	14	35	11	71	54	217
令和元年度	20	6	15	4	3	31	14	69	47	209
平成30年度	16	13	10	12	18	42	38	97	69	315

※ その他は、蚊、コスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

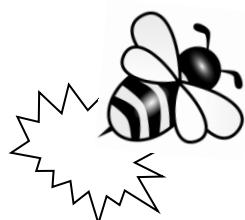
ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を見た場合は、近づきすぎたり、振動を与えるなどして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。(※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。)

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。(殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。)

《ハチの相談窓口》

(公社)日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」(電話: 048-854-2890)で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

特定外来生物にご注意ください！

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことです。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かす侵略的な外来生物を、特定外来生物として法律で指定し、駆除の対象としています。現在、130種類あまりの動植物が指定されています。

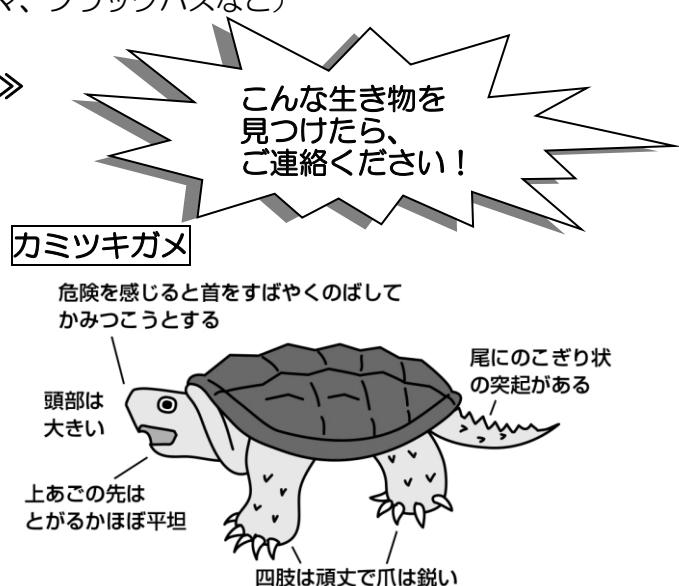
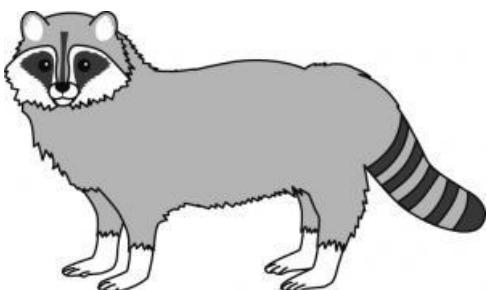
※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりしてキケンがあるものがいます。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。

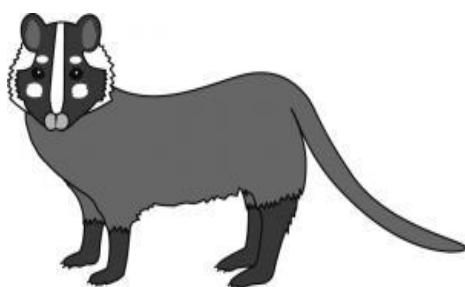


《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

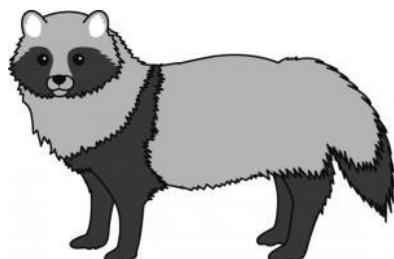
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から主に流通などの経路により、セアカゴケグモやヒアリなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または西部環境事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。

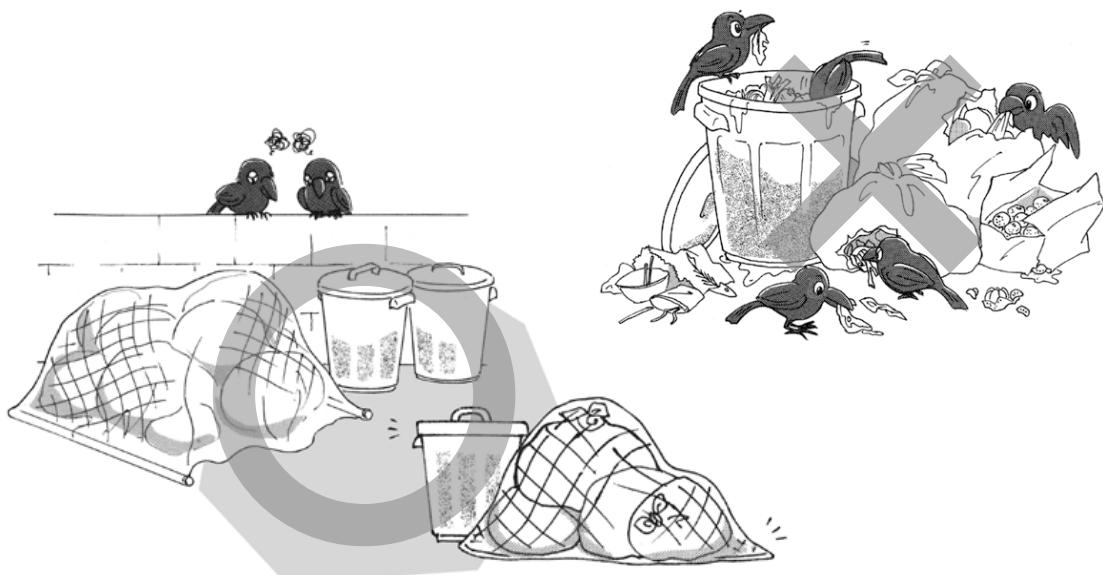
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期は、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間に威嚇をすることがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみがはみ出さないようにする。



②食料を与えない

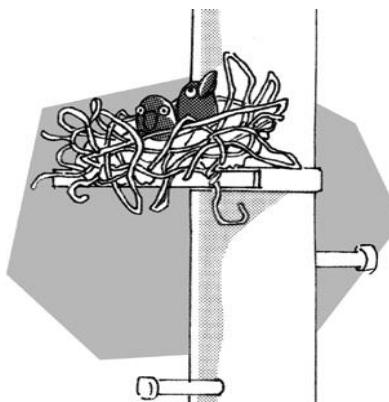
- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する。(すきを狙って、カラスが横取りします!)

③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない。(鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。)

④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を見つめた時の対策》

- ・カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・卵を産む前に取り扱う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。



※ なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、
むやみに壊すことは禁止されています！！！

(3) 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典型 7公害	(内訳) 典型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和2年度	63	1	9	3	1	0	4	0	0	1
令和元年度	73	2	7	2	1	0	1	0	0	3
平成30年度	81	2	13	4	6	0	3	0	0	0

※総務省公害苦情調査資料に基づき、新たな項目として「その他」を追加しました。

(4) 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

公害防止統括者等の選任状況

区分 種別	公害防止 統括者	公害防止統括 者の代理人	公害防止 管理者	公害防止管理 者の代理人
大気関係			7	3
粉じん関係			7	7
水質関係	19	18	11	8
騒音関係			6	3
振動関係			8	4
計	19	18	39	25

(令和3年3月31日現在)

公害防止監督者等の選任状況

区分 種別	公害防止 監督者	公害防止監督 者の代理人	公害防止 主任者	公害防止主任 者の代理人
大気関係			11	10
水質関係	59	57	2	2
騒音振動関係			55	43
計	59	57	68	55

(令和3年3月31日現在)

(5) 環境基本計画の推進

① 環境基本計画の概要

市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、平成24年3月「第2次朝霞市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とし、市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働により、「住み良い環境づくり」の実現を目指すものです。

② 環境基本計画実施計画

この実施計画は、「第2次朝霞市環境基本計画」に定めた基本理念、環境目標、施策の方向、施策の展開に基づいて、市が今後実施すべき環境行政施策を具体化し、年度別の目標を示した計画です。

③ 朝霞市環境審議会

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市環境審議会」を設置しています。審議会は、市長が委嘱する16名以内の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項及びその他環境保全等に関する基本的事項についての調査審議を、原則として公開制で行っています。

朝霞市環境審議会活動報告（令和2年度）

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第1回	令和2年7月28日 朝霞市役所 5階502会議室	<ul style="list-style-type: none">正・副議長の選出について第3次朝霞市環境基本計画策定について市民アンケートについて朝霞の環境（令和元年度環境推進課所管分）その他
第2回	令和2年11月13日 朝霞市役所 5階大会議室・手前	<ul style="list-style-type: none">第2次朝霞市環境基本計画実施計画（案）について朝霞の環境（令和元年度年次報告書）（案）について市民アンケートの集計結果についてその他
第3回	令和3年1月28日 朝霞市役所 5階502会議室	<ul style="list-style-type: none">環境の変化と現状【概要】についてその他

朝霞市環境審議会委員名簿

(敬称略)

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号委員	市議会の議員	はらだ きみなり 原田 公成	朝霞市議会議員
		とやま まき 外山 まき	朝霞市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	まつむら たかし 松村 隆	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター 副センター長 前芝浦工業大学システム理工学部 教授
		おじま まちこ 小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
第3号委員	事業者を代表する者	ながい ひろし 永井 広志	本田技研工業㈱ 二輪事業本部 ものづくりセンター
		はせがわ つかさ 長谷川 司	(株) 武藏野種苗園 埼玉支店 支店長
第4号委員	市内の公共的団体を代表する者	みずくぼ こうのすけ 水久保 幸之助	朝霞市商工会 理事
		おの けいぞう 小野 敬三	朝霞市自治会連合会 副会長 (霞ヶ丘親睦会会长)
第5号委員	公募による市民	ふるかわ しんご 古川 信吾	市民
		ふくだ あつし 福田 篤志	市民
第6号委員	市長が必要と認める者	たなか みきお 田中 幹男	あさか環境市民会議 生活環境部会
		よしだ しょういち 吉田 省一	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会
		うすい まさき 碓井 真紀	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		あんどう かずや 安藤 和也	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		ゆお あきら 湯尾 明	朝霞保健所 所長

④ 朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会

「第2次朝霞市環境基本計画」を総合的・計画的に推進するために、各部から選任された府内の横断的組織であり、環境施策の総合調整を行うとともに、計画の推進状況を把握し、点検評価を行います。

第2章

資料編

1 大気関係

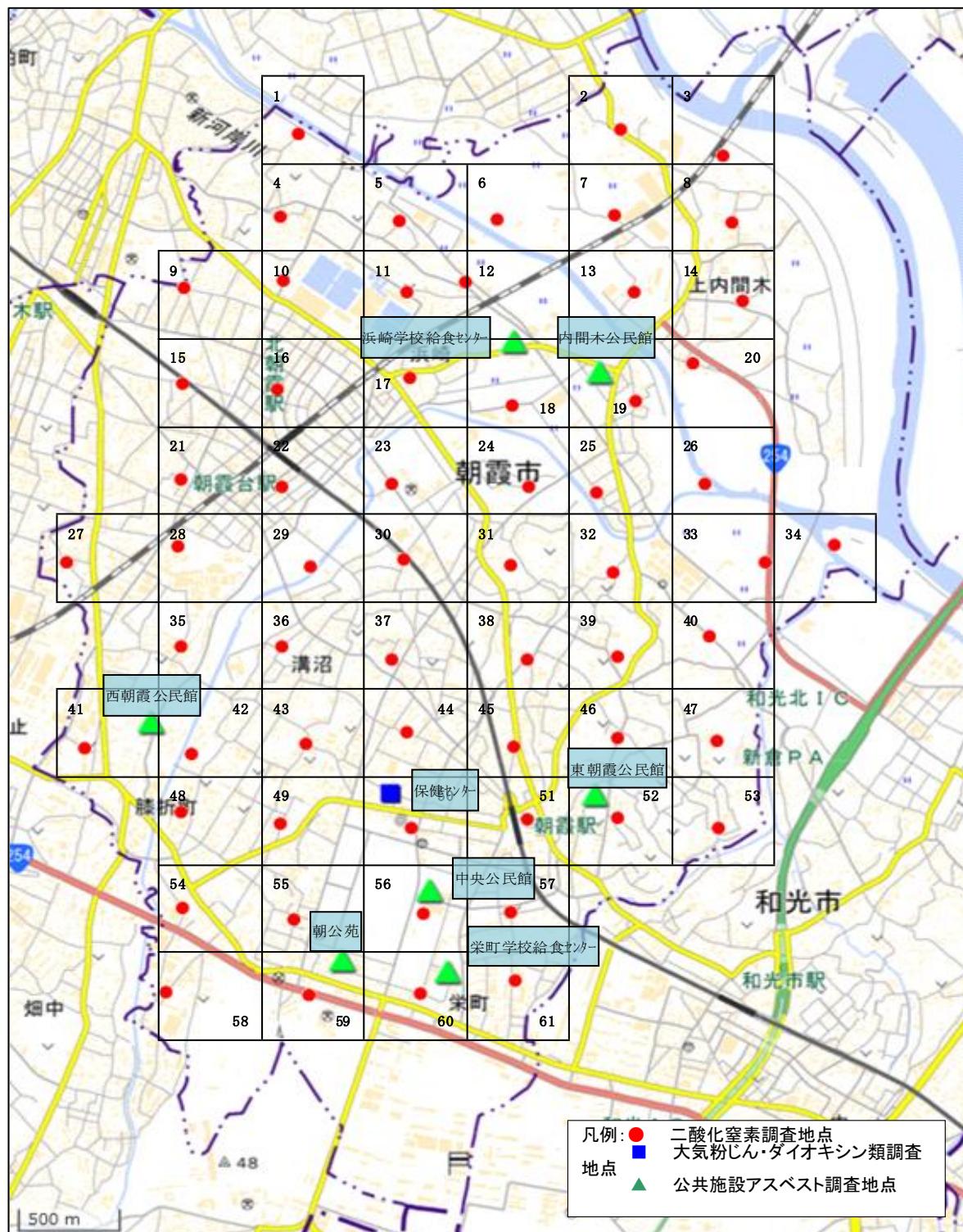
(1) 二酸化窒素調査結果 (調査地点は次ページ参照)

(単位: ppm)

調査地点番号	R2.7.13 ～7.16	R3.1.18 ～1.21	年度平均 (令和2年度)
1	0.008	0.015	0.012
2	0.017	0.020	0.019
3	0.008	0.013	0.011
4	0.008	0.013	0.011
5	0.008	0.013	0.011
6	0.007	0.011	0.009
7	0.014	0.015	0.015
8	0.009	0.013	0.011
9	0.008	0.015	0.012
10	0.011	0.018	0.015
11	0.010	0.015	0.013
12	0.006	0.011	0.009
13	0.010	0.014	0.012
14	0.009	0.012	0.011
15	0.007	0.014	0.011
16	0.009	0.015	0.012
17	0.010	0.015	0.013
18	0.009	0.013	0.011
19	0.009	0.015	0.012
20	0.011	0.017	0.014
21	0.008	0.015	0.012
22	0.007	0.014	0.011
23	0.009	0.016	0.013
24	0.008	0.014	0.011
25	0.010	0.014	0.012
26	0.008	0.014	0.011
27	0.008	0.013	0.011
28	0.008	0.013	0.011
29	0.007	0.013	0.010
30	0.008	0.017	0.013
31	0.008	0.012	0.010
32	0.009	0.014	0.012
33	0.009	0.014	0.012
34	0.011	0.016	0.014
35	0.009	0.016	0.013
36	0.008	0.013	0.011
37	0.009	0.014	0.012
38	0.010	0.014	0.012
39	0.008	0.013	0.011
40	0.011	0.018	0.015
41	0.008	0.014	0.011
42	0.008	0.013	0.011
43	0.009	0.014	0.012
44	0.008	0.014	0.011
45	0.009	0.014	0.012
46	0.009	0.014	0.012
47	0.010	0.014	0.012
48	0.009	0.016	0.013
49	0.009	0.014	0.012
50	0.008	0.013	0.011
51	0.010	0.015	0.013
52	0.009	0.012	0.011
53	0.010	0.013	0.012
54	0.010	0.015	0.013
55	0.009	0.013	0.011
56	0.008	0.012	0.010
57	0.008	0.012	0.010
58	0.009	0.013	0.011
59	0.015	0.020	0.018
60	0.008	0.013	0.011
61	0.008	0.013	0.011
平均値	0.009	0.014	0.012
最高値	0.017	0.020	0.019
最低値	0.006	0.011	0.009
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		

	夏	冬	年平均
0.06超 数	0	0	0
割 合	0.0%	0.0%	0.0%
0.04～0.06	0	0	0
割 合	0.0%	0.0%	0.0%
0.04未満	61	61	61
割 合	100.0%	100.0%	100.0%

<二酸化窒素調査地点 メッシュ地図>



二酸化窒素調査地点 周辺概要

調査地点番号	用途地域	周辺概要
1	第一種低層住居専用地域	新河岸川沿いで田畠が広がり、民家は少ない。
2	市街化調整区域	住居と工場が混在している地域で、発生源が近い。
3	市街化調整区域	荒川の土手沿いで、住宅及び倉庫等が点在している。
4	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地で、北側にテニスコートがある。
5	第一種低層住居専用地域	周辺は住宅地と畠で、南側に朝霞浄水場がある。
6	市街化調整区域	新河岸川沿いで、骨材乾燥炉を含む資材置き場が点在。
7	市街化調整区域	畠や駐車場が広がり、小さな工場が並んでいる。
8	市街化調整区域	周辺は住宅地で、その周囲に田畠がある。
9	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地で、北西側にグランドがある。
10	第一種中高層住居専用地域	住宅地及び小さな工場と浄水場に囲まれて畠がある。
11	第一種中高層住居専用地域	周辺は畠に面した住宅地で、南西側に浄水場がある。
12	第一種低層住居専用地域	JR武蔵野線脇に広がる畠地の中。
13	市街化調整区域	朝霞市クリーセンターに面した道路沿いで、周囲は空き地。
14	市街化調整区域	交通量の多い道路が近い住工混在で、畠も広がっている。
15	第一種住居地域	東武東上線に面した住宅地で、北側は林となっている。
16	商業地域	住宅と畠が混在しており、北朝霞駅が近い。
17	第一種住居地域	周辺は住宅地で、近くに県道がある。
18	市街化調整区域	周辺は、畠が広がっている。
19	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地で、近くに県道がある。
20	市街化調整区域	周辺は住宅地が点在し、空き地が多い地域。
21	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地であるが、倉庫や工場も近接。
22	第一種中高層住居専用地域	西久保公園内であり、周辺は住宅地である。
23	市街化調整区域	東側に東洋大学、西側に畠や事業所が点在している。
24	市街化調整区域	畠に囲まれた小規模な住宅地。
25	第一種中高層住居専用地域	住宅地であるが交通量の多い県道がすぐ東側を通る。
26	市街化調整区域	周辺は水道局用地があり、新河岸川と黒目川合流する。
27	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地と畠等で、物流倉庫等が点在する。
28	第一種住居地域	北側が第五小学校、南側が本田技術研究所の敷地である。
29	市街化調整区域	周辺は主に畠等であり、黒目川沿いに位置する。
30	第一種住居地域	住宅地の周囲が畠で、北側に東武東上線と東洋大学がある。

調査地点 番号	用途地域	周辺概要
31	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地となっている。
32	第一種中高層住居専用地域	高台の住宅地脇で、南北に畠が広がっている。
33	市街化調整区域	第九小学校の境界部で周囲はほとんど畠となっている。
34	市街化調整区域	畠地として利用されている川に挟まれた土地。
35	準工業地域	周辺に工場が点在するが、特に大きな発生源はない。
36	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅と畠が広がっている。
37	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地であるが、交通量の多い道路に近接する。
38	第一種中高層住居専用地域	周辺は主に住宅地となっている。
39	第一種中高層住居専用地域	児童遊園地内で、北が畠で南が住宅地に挟まれた地域。
40	市街化調整区域	周辺は、雑木林の高台と畠に面した開けた地域。
41	工業地域	周辺は畠や倉庫が主で、大きな工場は少し離れている。
42	第一種住居地域	周辺は住宅地で、北側に第一小学校がある。
43	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地で、西側にゴルフ練習場がある。
44	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地。
45	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地で、県道と東武東上線が近い。
46	第一種低層住居専用地域	周辺は住宅地と畠が混在している。
47	第一種低層住居専用地域	周辺は西が住宅地、東が畠となっている。
48	工業地域	周辺は、住居と倉庫等が混在している。
49	第一種中高層住居専用地域	周辺は比較的密集した住宅地で、東に県道が通っている。
50	近隣商業地域	市役所の敷地内で、商店街や公共施設がある中心街。
51	商業地域	朝霞駅に近い東側で、周辺は駅前商店街になっている。
52	第一種低層住居専用地域	住宅地と畠の混在する地域。
53	第一種低層住居専用地域	周辺は密集する住宅地。
54	第一種住居地域	周辺は密集する住宅地で、県道と国道254号に挟まる。
55	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集する住宅地。
56	市街化調整区域	朝霞中央公園内に位置する。
57	第一種住居地域	南側は住宅と印刷工場、北側は畠が広がる。
58	工業地域	周辺は住宅地と小さな工場及び畠が混在している。
59	準住居地域	国道254号沿いにある上の原公園内、工場及び事業者が多い地域。
60	市街化調整区域	南が住宅地、北が第四中学校と市営球場になっている。
61	準工業地域	周辺は住宅地となっている。

令和3年3月31日現在

(2) 大気粉じん調査結果

実施日 (夏季) 7月16日～17日 (冬季) 1月20日～21日

項目	調査地点	単位	夏季	冬季	平均	基準値
浮遊粉じん量	保健センター	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	23	28	26	—
亜鉛		ng/m^3	51	86	69	—
総クロム		ng/m^3	1.9	5.3	3.6	—
カドミウム		ng/m^3	0.14	0.16	0.15	—
鉛		ng/m^3	4.3	6.8	5.6	—
ニッケル		ng/m^3	1.3	2.1	1.7	25以下
バナジウム		ng/m^3	0.5	1.7	1.1	—
アスベスト		f/ℓ	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	10以下

(3) 公共施設アスベスト調査結果 (無機質纖維濃度)

調査地點	実施日	敷地境界東側	敷地境界西側	敷地境界南側	敷地境界北側	基準値
中央公民館	12月15日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	10以下
東朝霞公民館	12月15日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	
西朝霞公民館	12月16日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	
内間木公民館	12月16日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	
浜崎学校給食センター	12月18日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	
栄町学校給食センター	12月18日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	
朝光苑	12月17日	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	0.056.未満	

(4) ダイオキシン類調査結果 (大気)

調査地点	実施日	夏季	冬季	年平均値	環境基準
保健センター	(夏季) 7月10日 ～ 7月17日 (冬季) 1月20日 ～ 1月27日	0.0091 pg- TEQ/m3	0.042 pg- TEQ/m3	0.026 pg- TEQ/m3	年平均値 0.6pg- TEQ/m3 以下

(5) 常時監視測定結果 (埼玉県実施調査)

大気汚染常時監視測定局

※○のついているものが、その測定局で測定している項目

項目	測定局名		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局		年平均値
	和光	新座	朝霞幸町	和光新倉		
二酸化硫黄	—	○	—	—		
一酸化炭素	—	—	○	—		
浮遊粒子状物質	○	○	○	○		
光化学オキシダント	○	○	—	—		
二酸化窒素	○	○	○	○		
風向・風速	○	○	○	○		

令和2年度環境基準達成状況

※○は環境基準達成 ×は非達成 ーは未実施

測定局名	二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	二酸化窒素
	短期	長期	短期	長期	短期	長期	環境基準	環境基準
和光	—	—	—	—	○	○	×	○
新座	○	○	—	—	○	○	×	○
朝霞幸町	—	—	—	—	—	—	—	—
和光新倉	—	—	—	—	○	○	—	○

二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新 座	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

二酸化硫黄の1日平均値の2%除外値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新 座	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001

(環境基準の評価)

一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
朝霞幸町	0.5	0.4	—	—	—

※平成30年度中に測定局廃止

一酸化炭素の1日平均値の2%除外値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
朝霞幸町	0.8	0.7	—	—	—

(環境基準の評価)

※平成30年度中に測定局廃止

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: mg/m³)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
和 光	0.018	0.018	0.020	0.017	0.017
新 座	0.018	0.018	0.018	0.016	0.015
朝霞幸町※	0.017	0.016	—	—	—
和光新倉	0.018	0.016	0.017	0.016	0.016

※平成30年度中に測定局廃止

浮遊粒子状物質の1日平均値の2%除外値の経年変化

(単位: mg/m³)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
和 光	0.042	0.038	0.043	0.037	0.040
新 座	0.040	0.037	0.039	0.036	0.036
朝霞幸町※	0.040	0.035	—	—	—
和光新倉	0.042	0.037	0.037	0.038	0.040

(環境基準の評価)

※平成30年度中に測定局廃止

光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化 (単位: 時間)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
和 光	389	430	456	391	347
新 座	349	364	395	318	287

二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
和 光	0.018	0.019	0.016	0.015	0.014
新 座	0.015	0.017	0.015	0.014	0.013
朝霞幸町※	0.028	0.027	—	—	—
和光新倉	0.019	0.019	0.017	0.018	0.017

※平成30年度中に測定局廃止

二酸化窒素の1日平均値の年間98%値の経年変化

(単位: ppm)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
和 光	0.038	0.038	0.039	0.032	0.032
新 座	0.036	0.037	0.036	0.030	0.031
朝霞幸町※	0.047	0.046	—	—	—
和光新倉	0.037	0.034	0.035	0.032	0.033

(環境基準の評価)

※平成30年度中に測定局廃止

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準による大気汚染の評価

(1) 短期的評価（昭和48年 6月12日環大企第143号より抜粋）

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは隨時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域の大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としない。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としない。

(2) 長期的評価（昭和48年 6月12日環大企第143号より抜粋）

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施する。1日平均値である測定値〔(1)の評価対象としない測定値を除く。〕につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。

(3) 98パーセント値評価（昭和53年 7月17日環大企第262号より抜粋）

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いない。また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。

※二酸化窒素濃度が経年に高い地点は、自動車等の交通量の多い国道254号線などの道路沿線であり、交通渋滞のほか、右折や信号待ちしている車両からの排出ガスの影響を受けていることが考えられます。本市では、主要道路で交通量調査を実施する一方、「広報あさか」を通じて、自動車利用の自粛や自転車及び公共交通機関の利用促進、低公害車への買い替え、エコドライブなどの協力を市民や事業者に呼びかけています。

2 水質関係

(1) 河川水質調査結果【生活環境項目調査地点】(調査地点はP.12参照)

項目		単位	A地点 新河岸川上流 (新宮戸橋付近)		<C類型>
採水年月日	—	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14 R03.02.17
天 候	—	—	曇	晴	晴
気 温	℃	—	23.3	32.0	9.2 5.5
水 温	℃	—	21.5	26.3	13.5 11.2
透 視 度	cm	—	39	100以上	92 45
流 量	m ³ /s	—	35.7	16.9	9.1 17.1
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.1	6.9	6.7 7.2
	DO	mg/l	8.2	7.8	7.9 8.2
	BOD	mg/l	1.1	1.3	1.4 4.1
	SS	mg/l	11	3	2 18
	亜 鉛	mg/l	0.007	0.011	0.022 0.022
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満 0.00006未満
直 鋼 別 HACCP 沖縄酸塩	mg/l	0.0130	0.0006未満	0.0012	0.0036
	BOD負荷量	g/s	39.27	21.97	12.74 70.11
項 一 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	130000	26000	7900 490000
	大腸菌数	MPN/100ml	1100	960	980 2400
項目		単位	C地点 黒目川上流 (大橋付近)		<C類型>
採水年月日	—	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14 R03.02.17
天 候	—	—	曇	晴	晴
気 温	℃	—	25.5	33.5	6.0 11.9
水 温	℃	—	23.1	27.0	12.0 13.2
透 視 度	cm	—	100以上	100以上	100以上 100以上
流 量	m ³ /s	—	2.18	2.60	1.54 1.02
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.4	7.9	7.1 7.6
	DO	mg/l	9.8	10.0	11.6 10.9
	BOD	mg/l	0.8	1.2	0.6 0.8
	SS	mg/l	1	7	1未満 1
	亜 鉛	mg/l	0.005	0.003未満	0.020 0.008
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満 0.00006未満
直 鋼 別 HACCP 沖縄酸塩	mg/l	0.0100	0.0006未満	0.0010	0.0047
	BOD負荷量	g/s	1.74	3.12	0.92 0.82
項 一 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	1700	46000	490 2300
	大腸菌数	MPN/100ml	210	210	130 210
項目		単位	D地点 黒目川中流 (東林橋付近)		<C類型>
採水年月日	—	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14 R03.02.17
天 候	—	—	曇	晴	晴
気 温	℃	—	26.0	34.3	9.0 10.5
水 温	℃	—	23.3	27.1	12.0 13.2
透 視 度	cm	—	100以上	100以上	100以上 100以上
流 量	m ³ /s	—	2.99	2.29	1.71 0.73
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.6	8.3	7.1 7.5
	DO	mg/l	10.7	10.5	11.7 13.1
	BOD	mg/l	0.8	1.5	0.6 0.7
	SS	mg/l	2	5	1 2
	亜 鉛	mg/l	0.004	0.003	0.020 0.007
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満 0.00006未満
直 鋼 別 HACCP 沖縄酸塩	mg/l	0.0054	0.0006未満	0.0008	0.0028
	BOD負荷量	g/s	2.39	3.44	1.03 0.51
項 一 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	4600	70000	1300 9400
	大腸菌数	MPN/100ml	500	1100	130 500
項目		単位	F地点 越戸川上流 (越戸橋付近)		<指定なし>
採水年月日	—	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14 R03.02.17
天 候	—	—	曇	晴	晴
気 温	℃	—	26.4	35.5	10.0 7.9
水 温	℃	—	23.5	25.0	14.3 13.3
透 視 度	cm	—	100以上	100以上	100以上 100以上
流 量	m ³ /s	—	0.25	0.18	0.22 0.19
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.3	7.7	6.7 7.1
	DO	mg/l	11.0	11.7	11.3 10.4
	BOD	mg/l	0.6	0.9	0.5未満 0.5
	SS	mg/l	1	1未満	1未満 3
	亜 鉛	mg/l	0.007	0.005	0.022 0.027
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満 0.00006未満
直 鋼 別 HACCP 沖縄酸塩	mg/l	0.0086	0.0006未満	0.0006未満	0.0020
	BOD負荷量	g/s	0.15	0.16	0.11 0.10
項 一 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	13000	14000	1700 7900
	大腸菌数	MPN/100ml	3400	4900	160 190

河川水質調査結果【生活環境・健康・要監視・一般項目調査地点】(調査地点はP.12参照)

項目	単位	B地点	新河岸川下流 (内間木橋付近)	< C類型 >
採水年月日	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14
天候	—	曇	晴	晴
気温	℃	23.0	34.0	10.8
水温	℃	21.3	26.7	14.0
透視度	cm	50.0	100以上	55.0
流量	m ³ /s	39.0	15.8	11.5
生活性	pH	—	7.1	6.8
DO	mg/l _水	8.3	9.3	8.4
BOD	mg/l _水	0.9	1.1	1.4
SS	mg/l _水	16	13	3
亜鉛	mg/l _水	0.007	0.007	0.015
項目	ノニルフェノール	mg/l _水	0.00006未満	0.00006未満
目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l _水	0.1000	0.0006未満
項目一般	大腸菌群数	MPN/100ml	79000	14000
大腸菌数	MPN/100ml	700	500	1400
BOD負荷量	g/s	35.10	17.38	16.10
健	カドミウム	mg/l _水	0.0003未満	—
康	全シアン	mg/l _水	不検出	—
項	鉛	mg/l _水	0.001未満	—
目	六価クロム	mg/l _水	0.005未満	—
要	砒素	mg/l _水	0.001未満	—
監	総水銀	mg/l _水	0.0005未満	—
視	アルキル水銀	mg/l _水	不検出	—
項	PCB	mg/l _水	不検出	—
目	ジクロロメタン	mg/l _水	0.002未満	—
要	四塩化炭素	mg/l _水	0.0002未満	—
監	1,2-ジクロロエタン	mg/l _水	0.0004未満	—
視	1,1-ジクロロエチレン	mg/l _水	0.01未満	—
項	1,2-ジクロロエチレン	mg/l _水	0.004未満	—
目	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l _水	0.1未満	—
要	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l _水	0.0006未満	—
監	トリクロロエチレン	mg/l _水	0.001未満	—
視	テトラクロロエチレン	mg/l _水	0.001未満	—
項	1,3-ジクロロプロベン	mg/l _水	0.0002未満	—
目	チウラム	mg/l _水	0.0006未満	—
要	シマシン	mg/l _水	0.0003未満	—
監	チオベンカルブ	mg/l _水	0.002未満	—
視	ベンゼン	mg/l _水	0.001未満	—
項	セレン	mg/l _水	0.001未満	—
目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l _水	3.1	6.5
要	フッ素	mg/l _水	0.08未満	—
監	ほう素	mg/l _水	0.1未満	—
視	1,4-ジオキサン	mg/l _水	0.005未満	—
項	クロロホルム	mg/l _水	0.006未満	—
目	トランク-1,2-ジクロロエチレン	mg/l _水	0.004未満	—
要	1,2-ジクロロプロパン	mg/l _水	0.006未満	—
監	p-ジクロロベンゼン	mg/l _水	0.02未満	—
視	イソキサチオノン	mg/l _水	0.0008未満	—
項	ダイアジノン	mg/l _水	0.0005未満	—
目	フェニトロチオン	mg/l _水	0.0003未満	—
要	イソプロチオラン	mg/l _水	0.004未満	—
監	オキシン銅	mg/l _水	0.004未満	—
視	クロロタロニル	mg/l _水	0.005未満	—
項	プロビザミド	mg/l _水	0.0008未満	—
目	EPN	mg/l _水	0.0006未満	—
要	ジクロルボス	mg/l _水	0.0008未満	—
監	フェノフカルブ	mg/l _水	0.003未満	—
視	イフロベンホス	mg/l _水	0.0008未満	—
項	クロルニトロフェン	mg/l _水	0.0005未満	—
目	トルエン	mg/l _水	0.06未満	—
要	キシレン	mg/l _水	0.04未満	—
監	フタル酸ジエチルヘキシリ	mg/l _水	0.006未満	—
視	ニッケル	mg/l _水	0.001未満	—
項	モリブデン	mg/l _水	0.007未満	—
目	アンチモン	mg/l _水	0.002未満	—
要	塩化ビニルモノマー	mg/l _水	0.0002未満	—
監	エピクロロヒドリン	mg/l _水	0.00004未満	—
視	全マンガン	mg/l _水	0.02	—
項	ウラン	mg/l _水	0.0002未満	—

河川水質調査結果【生活環境・健康・要監視・一般項目調査地点】(調査地点はP.12参照)

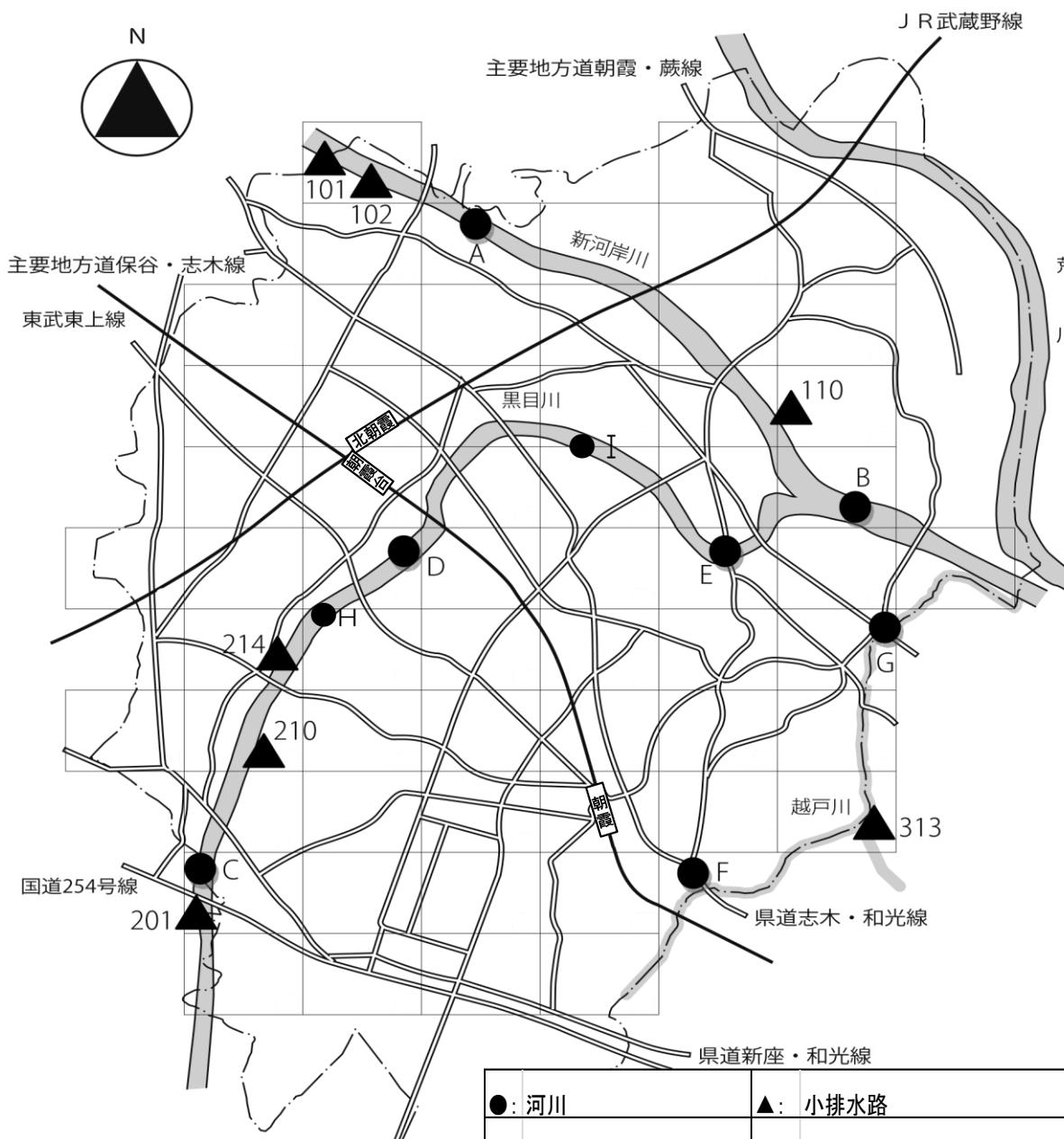
項目	単位	G地点	越戸川下流	(東和橋付近)	<指定なし>
採水年月日	—	R02.06.24	R02.08.20	R02.12.14	R03.02.17
天候	—	曇	晴	晴	晴
気温	℃	26.0	33.8	10.8	7.3
水温	℃	22.5	27.3	13.3	11.0
透視度	cm	100以上	100以上	100以上	100以上
流量	m ³ /s	0.34	0.47	0.16	0.25
生活性	pH	—	8.6	6.8	7.2
DO	mg/l	12.5	13.0	12.2	10.2
BOD	mg/l	0.6	0.9	0.5 未満	0.7
SS	mg/l	1	5	1未満	1
亜鉛	mg/l	0.006	0.005	0.007	0.015
項目	ノニルフェノール	mg/l	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0026	0.0006 未満	0.0016	0.0034
項目一般	大腸菌群数	MPN/100ml	33000	33000	2200
	大腸菌数	MPN/100ml	280	160	840
BOD負荷量	g/s	0.20	0.42	0.08	0.18
健	カドミウム	mg/l	0.0003 未満	—	0.0003 未満
	全シアン	mg/l	不検出	—	不検出
	鉛	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
	六価クロム	mg/l	0.005 未満	—	0.005 未満
	砒素	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
	総水銀	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	アルキル水銀	mg/l	不検出	—	不検出
	PCB	mg/l	不検出	—	不検出
康	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	—	0.002 未満
	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	—	0.0002 未満
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004 未満	—	0.0004 未満
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01 未満	—	0.01 未満
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	—	0.004 未満
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.1 未満	—	0.1 未満
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006 未満	—	0.0006 未満
	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
項	1,3-ジクロロプロベン	mg/l	0.0002 未満	—	0.0002 未満
	チウラム	mg/l	0.0006 未満	—	0.0006 未満
	シマシン	mg/l	0.0003 未満	—	0.0003 未満
	チオベンカルブ	mg/l	0.002 未満	—	0.002 未満
	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
	セレン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	4.6	—	4.2
	フッ素	mg/l	0.08 未満	—	0.08 未満
目	ほう素	mg/l	0.1 未満	—	0.1 未満
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	—	0.005 未満
要	クロロホルム	mg/l	0.006 未満	—	—
	トランク-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	—	—
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.006 未満	—	—
	p-ジクロロベンゼン	mg/l	0.02 未満	—	—
	イソキサチオノン	mg/l	0.0008 未満	—	—
	ダイアジノン	mg/l	0.0005 未満	—	—
監	フェニトロチオン	mg/l	0.0003 未満	—	—
	イソプロチオラン	mg/l	0.004 未満	—	—
	オキシン銅	mg/l	0.004 未満	—	—
	クロロタロニル	mg/l	0.005 未満	—	—
	プロビザミド	mg/l	0.0008 未満	—	—
	EPN	mg/l	0.0006 未満	—	—
視	ジクロルボス	mg/l	0.0008 未満	—	—
	フェノフカルブ	mg/l	0.003 未満	—	—
	イフロベンホス	mg/l	0.0008 未満	—	—
	クロルニトロフェン	mg/l	0.0005 未満	—	—
	トルエン	mg/l	0.06 未満	—	—
	キシレン	mg/l	0.04 未満	—	—
項	フタル酸ジエチルヘキシリ	mg/l	0.006 未満	—	—
	ニッケル	mg/l	0.001 未満	—	—
	モリブデン	mg/l	0.007 未満	—	—
	アンチモン	mg/l	0.002 未満	—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	—	—
	エピクロロヒドリン	mg/l	0.00004 未満	—	—
	全マンガン	mg/l	0.02 未満	—	—
目	ウラン	mg/l	0.0002 未満	—	—

河川水質調査結果【追加項目調査地点】 (調査地点はP.12参照)

項目	単位	追加項目調査地点 黒目川上流 (新高橋付近 左岸) <C類型>	
採水年月日	-	R02.08.20	R02.12.14
天 候	-	晴	晴
気 温	℃	35.0	7.5
水 温	℃	24.9	11.8
追 加 項	化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	1.7
	ふん便性大腸菌群数	CFU/100ml	36
			12

項目	単位	追加項目調査地点 黒目川上流 (朝霞市総合福祉センター付近 左岸) <C類型>	
採水年月日	-	R02.08.20	R02.12.14
天 候	-	晴	晴
気 温	℃	32.5	7.8
水 温	℃	22.8	11.8
追 加 項	化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	2.3
	ふん便性大腸菌群数	CFU/100ml	300
			200

<河川調査・小排水路調査地点 メッシュ地図>



●: 河川	▲: 小排水路
A: 新宮戸橋付近	101: 新河岸川(右岸)田子山樋管
B: 内間木橋付近	102: 新河岸川(右岸)宮戸3丁目付近
C: 大橋付近	110: 新河岸川(左岸)内間木排水機場付近
D: 東林橋付近	201: 黒目川(右岸)新座大橋付近
E: 笹橋付近	210: 黒目川(右岸)北浦待機宿舎付近
F: 越戸橋付近	214: 黒目川(左岸)泉橋付近
G: 東和橋付近	313: 越戸川(右岸)谷中川合流点
H: 新高橋付近	
I: 総合福祉センター付近	

※河川E地点(笹橋付近)は、付近の東橋で件による調査が実施されているため、23年度から市による調査は実施しておりません。

(参考) 埼玉県公共用水域の水質測定結果【生活環境項目】

黒目川下流 (東橋付近)

(令和2年度)

項目	単位	平均値
生活環境項目	pH	7.9
	DO	11.0
	BOD	0.7
	COD	2.1
	SS	4
	大腸菌群数	61,000
	全窒素	5.2
	全リン	0.047
	亜鉛	0.008
	ノニルフェノール	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	0.0020

※健康項目、要監視項目、一般項目は、まだ公表されていないため、未掲載。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の生活に關係する最も基本的な水質項目です。

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

平成26年11月17日環境省告示第126号改正

類型	利用目的の適応性	生活環境項目基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/リットル 以下	25mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/リットル 以下	25mg/リットル 以下	7.5mg/リットル 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/リットル 以下	25mg/リットル 以下	5mg/リットル 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/リットル 以下	50mg/リットル 以下	5mg/リットル 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/リットル 以下	100mg/ リットル 以下	2mg/リットル 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/リットル 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/リットル 以上	—

※新河岸川はC類型（平成25年3月26日埼玉県告示）、黒目川はC類型（平成15年3月28日埼玉県告示）に指定され、越戸川は無指定である。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	生活環境項目基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※新河岸川、黒目川は生物B類型（平成20年12月16日埼玉県告示）に指定され、越戸川は無指定である。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準で指定されている項目で、水質汚濁物質の中でも特に有害性の強いものです。

昭和46年12月28日環境庁告示第59号
平成26年11月17日環境省告示第126号改正

健 康 項 目	基 準 値	健 康 項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg／リットル以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg／リットル以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／リットル以下
鉛	0.01mg／リットル以下	トリクロロエチレン	0.01mg／リットル以下
六価クロム	0.05mg／リットル以下	テトラクロロエチレン	0.01mg／リットル以下
砒素	0.01mg／リットル以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／リットル以下
総水銀	0.0005mg／リットル以下	チウラム	0.006mg／リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg／リットル以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg／リットル以下
ジクロロメタン	0.02mg／リットル以下	ベンゼン	0.01mg／リットル以下
四塩化炭素	0.002mg／リットル以下	セレン	0.01mg／リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／リットル以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／リットル以下	ふつ素	0.8mg／リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／リットル以下	ほう素	1 mg／リットル以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg／リットル以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

要監視項目及び指針値（要監視項目）

健康の保護に関する物質ではあるものの検出状況等からみて、現時点では環境基準項目とはせず、引き続きデータの集積に努めるべきと判断されているものです。

平成5年3月8日環水管第21号

平成21年11月30日環水大水発第091130004号、環水大土発第091130005号

要 監 視 項 目	指 針 値	要 監 視 項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg／リットル以下	フェノブカルブ	0.03mg／リットル以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／リットル以下	イプロベンホス	0.008mg／リットル以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg／リットル以下	クロルニトロフェン	—
ロージクロロベンゼン	0.2mg／リットル以下	トルエン	0.6mg／リットル以下
イソキサチオン	0.008mg／リットル以下	キシレン	0.4mg／リットル以下
ダイアジノン	0.005mg／リットル以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg／リットル以下
フェニトロチオン	0.003mg／リットル以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg／リットル以下	モリブデン	0.07mg／リットル以下
オキシン銅	0.04mg／リットル以下	アンチモン	0.02mg／リットル以下
クロロタロニル	0.05mg／リットル以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg／リットル以下
プロピザミド	0.008mg／リットル以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg／リットル以下
EPN	0.006mg／リットル以下	全マンガン	0.2mg／リットル以下
ジクロルボス	0.008mg／リットル以下	ウラン	0.002mg／リットル以下

水浴場水質判定基準（追加項目）

水浴場は、人と水が触れあう場として最も親しまれている水環境の一つであり、地域の個性を形作っているとともに自然の水環境の一部を構成する重要な水辺でもあります。評価項目は、環境基準健康項目が達成されていることを前提として、4項目（化学的酸素要求量、ふん便性大腸菌群数など）を評価することとしています。

引用元：環境省

区分		化学的酸素要求量	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適 可	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	全透 (または1m以上)
	水質A	2mg/L以下	100個/100ml以下	油膜が認められない	全透 (または1m以上)
可	水質B	5mg/L以下	400個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	1m未満～ 50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	1m未満～ 50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100ml を超えるもの	常時油膜が 認められる	50cm未満

※市内の河川は水浴場として指定されていません。

(2) 小排水路水質調査結果 (調査地点はP.12参照)

項目		単位	No.101 新河岸川 田子山樋管(右岸)	
採水年月日	—		R02.08.20	R03.02.17
天候	—		晴	晴
気温	℃		36.5	8.0
水温	℃		21.6	12.0
透視度	cm		100以上	100以上
流量	m ³ /s		0.061	0.011
生活環境項目	pH	—	7.3	7.2
	DO	mg/l	7.7	8.8
	BOD	mg/l	2.0	32
	SS	mg/l	1	1
	全亜鉛	mg/l	0.030	0.053
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.016	0.130
	BOD負荷量	g/s	0.122	0.035
項目		単位	No.102 新河岸川 宮戸3丁目17番地先(右岸)	
採水年月日	—		R02.08.20	R03.02.17
天候	—		晴	晴
気温	℃		35.5	8.0
水温	℃		23.8	1.5
透視度	cm		29	100以上
流量	m ³ /s		0.001	0.001未満
生活環境項目	pH	—	7.8	7.0
	DO	mg/l	7.8	8.6
	BOD	mg/l	1.6	4.6
	SS	mg/l	1未満	1
	全亜鉛	mg/l	0.006	0.013
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0006未満	0.020
	BOD負荷量	g/s	0.002	0.005
項目		単位	No.110 新河岸川 内間木排水機場付近(左岸)	
採水年月日	—		R02.08.20	R03.02.17
天候	—		晴	晴
気温	℃		32.0	11.5
水温	℃		25.0	10.5
透視度	cm		10	35
流量	m ³ /s		0.009	0.016
生活環境項目	pH	—	11.6	7.1
	DO	mg/l	4.4	67
	BOD	mg/l	4.3	91
	SS	mg/l	120	13
	全亜鉛	mg/l	0.004	0.020
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.130	0.170
	BOD負荷量	g/s	0.039	0.146
項目		単位	No.201 黒目川 新座大橋付近(左岸)	
採水年月日	—		R02.08.20	R03.02.17
天候	—		晴	晴
気温	℃		36.5	11.5
水温	℃		21.2	100
透視度	cm		90	42
流量	m ³ /s		0.001未満	0.001未満
生活環境項目	pH	—	7.7	7.3
	DO	mg/l	8.1	9.9
	BOD	mg/l	1.6	3.5
	SS	mg/l	2	2
	全亜鉛	mg/l	0.056	0.091
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0009	0.040
	BOD負荷量	g/s	0.002	0.004

小排水路水質調査結果 (調査地点はP.12参照)

項目		単位	No.210 黒目川 北浦待機宿舎付近(右岸)	
採水年月日	—	—	R02.08.20	R03.02.17
天 候	—	—	晴	晴
気 温	°C	—	37.5	12.5
水 温	°C	—	22.6	14.0
透 視 度	cm	—	100以上	83
流 量	m ³ /s	—	0.003	0.003
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.5	7.4
	DO	mg/l	7.0	9.4
	BOD	mg/l	2.0	3.8
	SS	mg/l	2	1
	全亜鉛	mg/l	0.005	0.013
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0056	0.018
BOD負荷量		g/s	0.006	0.011
項目		単位	No.214 黒目川 泉橋付近(左岸)	
採水年月日	—	—	R02.08.20	R03.02.17
天 候	—	—	晴	晴
気 温	°C	—	37.5	9.0
水 温	°C	—	22.9	11.0
透 視 度	cm	—	96	14
流 量	m ³ /s	—	0.001	0.001未満
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.3	7.3
	DO	mg/l	7.2	6.8
	BOD	mg/l	1.6	59
	SS	mg/l	1	19
	全亜鉛	mg/l	0.007	0.061
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.006	1.300
BOD負荷量		g/s	0.002	0.059
項目		単位	No.313 越戸川 谷中川合流点(右岸)	
採水年月日	—	—	R02.08.20	R03.02.17
天 候	—	—	晴	晴
気 温	°C	—	36.5	11.0
水 温	°C	—	25.2	12.0
透 視 度	cm	—	60	100以上
流 量	m ³ /s	—	0.179	0.188
生 活 環 境 項 目	pH	—	8.8	8.0
	DO	mg/l	10.5	10.6
	BOD	mg/l	0.8	3.1
	SS	mg/l	1	4
	全亜鉛	mg/l	0.003	0.017
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.016	0.027
BOD負荷量		g/s	0.143	0.583

3 地下水関係

地下水概況調査結果【井戸水・湧水】

項目	一	地下水1	地下水2	地下水3	地下水4	地下水5
地点番号（メッシュ番号）	一	21	27	29	35	38
採水年月日	年月日	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24
天候	一	曇	曇	曇	曇	曇
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0062	0.0005未満	0.0005未満	0.0011
1,1,1-トリクロロエタノン	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-
項目	単位	地下水6	地下水7	地下水8	地下水9	地下水10
地点番号（メッシュ番号）	一	50	53	54	56	57
採水年月日	年月日	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24
天候	一	曇	曇	曇	曇	曇
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.003
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,1,1-トリクロロエタノン	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	0.01未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	0.004未満
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	0.004未満
項目	単位	地下水11	地下水12	地下水13	滝の根公園（湧水）	総検体数
地点番号（メッシュ番号）	一	61	62	64	①	-
採水年月日	年月日	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	R02.11.24	-
天候	一	曇	曇	曇	曇	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	14
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0110	0.0005未満	14
1,1,1-トリクロロエタノン	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	14
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	0.01未満	-	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	0.007	-	2
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	0.004未満	-	2
項目	基準超過数	超過率	検出数	検出率	基準値	
トリクロロエチレン	0	0.0%	1	7.1%	0.01mg/l以下	
テトラクロロエチレン	1	7.1%	3	21.4%	0.01mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタノン	0	0.0%	0	0.0%	1 mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0	0.0%	0	0.0%	0.1mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	0.0%	1	50.0%	0.04mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0	0.0%	0	0.0%	0.04mg/l以下	

4 魚類関係

魚類調査結果（調査日：令和2年8月26日～27日）

（単位：匹）

種名		調査地点			生活型
		新河岸川	黒目川	越戸川	
		下流	中流	下流	
コイ科	コイ	1			純淡水魚
	ギンブナ			1	純淡水魚
	オイカワ		6		純淡水魚
	カワムツ		11		純淡水魚
	ウグイ			4	不明
	モツゴ		5	4	純淡水魚
	ニゴイ		3		純淡水魚
ドジョウ科	ヒガシシマドジョウ		6		純淡水魚
ナマズ科	ナマズ	1			純淡水魚
アユ科	アユ		7		両側回遊魚
ボラ科	ボラ	3			汽水・海水魚
カダヤシ科	カダヤシ	4			純淡水魚
メダカ科	ミナミメダカ	2			純淡水魚
スズキ科	スズキ	1			汽水・海水魚
ハゼ科	マハゼ	2		1	汽水・海水魚
	ヌマチチブ	11	14	55	両側回遊魚
	トウヨシノボリ類		2		不明
	スミウキゴリ		6	5	両側回遊魚
	ウキゴリ		10	15	両側回遊魚
ヌマエビ科	カワリヌマエビ属		10	2	
テナガエビ科	テナガエビ	39		3	
	スジエビ	1	14	2	
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		3	3	
モクズガニ科	モクズガニ			2	
アカガエル科	ウシガエル			1	
イシガメ科	クサガメ			1	
ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	1		2	
スッポン科	ニホンスッポン			1	

【調査地点の河川の特徴及び出現種との関係】

【新河岸川下流（内間木橋付近）】

調査地点は、両岸はコンクリートで護岸されているが、河床は泥や礫で自然の状態になっている。水深は漁具設置場所が2m以上で比較的深い。流量は比較的多く、干溝の影響を受けて変化する。両岸の植生は、一部では水面を覆うように繁茂するものもあり、小型の魚類の隠れ家を提供している。

魚類は、コイ、ナマズ、ボラ、カダヤシ、ミナミメダカ、スズキ、マハゼ、ヌマチチブが確認された。甲殻類はテナガエビ、スジエビが確認された。甲殻類であるテナガエビが捕獲されており、河床がそれらの生息に適した環境であると推察できる。爬虫類はミシシッピアカミミガメが確認された。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる値であった。以上のことから、調査地点は魚類の生息環境として概ね適していると考えられる。

【黒目川中流（東林橋付近）】

両岸の一部は護岸されているが、河床は礫・砂・石で自然の状態になっている。水深の深い場所（淵）、砂礫が堆積して浅くなっている場所（瀬）等の変化に富んでおり、左岸側の河川敷にはワンドを形成している。流量は安定している。両岸の植生は一部で水面を覆うように繁茂し、河床にオオカナダモ等の沈水植物が多く見られ、これらの植物は小型魚類の隠れ家を提供している。

魚類は、オイカワ、カワムツ、モツゴ、ニゴイ、ヒガシシマドジョウ、アユ、ヌマチチブ、トウヨシノボリ類、スミウキゴリ、ウキゴリが確認された。甲殻類はカワリヌマエビ属、スジエビ、アメリカザリガニが確認された。今年度もアユが確認された。参考までに、アユの生息環境の水質条件を下記の表に整理した。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる値であった。以上のことから、調査地点は魚類の生息環境として充分適していると考えられる。

表 アユの生息条件

区分	出現水温・生息水温	流動・底質	食性
卵期	10°C～20°C 23°C以上危険	—	—
稚仔魚期	7°C～25°C	人工採苗地の溶存酸素量 4.3mg/lで一部の仔魚死亡、 2.9mg/lで大部分死亡	降海後主にケンミジンコ類、オタマボヤ、 葉脚類、端脚類、イカ、2枚貝幼生、デトリタス
未成魚	9°C～18°C	流速2m/sec 流速3m/sec 潟上不可能	付着藻類（特に藍藻を好む）
成魚	—	すみつき期：石・岩盤	動物プランクトン 付着藻類

【越戸川下流（東和橋付近）】

調査地点は、両岸は護岸されているものの、水辺に石等が配置され、河床は砂、礫等で自然の状態になっている。水深は浅く、流量は安定している。また、河川が蛇行しているため、水深の深い場所（淵）、砂礫が堆積して浅くなっている場所（瀬）等の変化に富んでいる。両岸の植生は、水面を覆うように繁茂し、河床にはオオカナダモ等の沈水植物が多くみられる。これらの植物は小型魚類の隠れ家を提供している。

魚類は、ギンブナ、ウグイ、モツゴ、マハゼ、ヌマチチブ、スミウキゴリ、ウキゴリが確認された。甲殻類は、カワリヌマエビ属、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、モクズガニが確認された。両生類はウシガエル、爬虫類はクサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンスッポンが確認された。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる値であった。以上のことから、調査地点は魚類の生息環境として概ね適していると考えられる。

【参考】朝霞市黒目川に親しむ会より情報提供

※黒目川に親しむ会：黒目川の改修工事をきっかけに、黒目川を安全で誰もが親しめる川にしようと生まれた会

黒目川中流における水生生物採捕結果（調査期間：5月～8月）

目名	科名	種名	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	
コイ目	コイ科	コイ	ウグイ
		ギンブナ	モツゴ
		オイカワ	タモロコ
		アブラハヤ	カマツカ
		マルタ	ニゴイ
		カワムツ	タイリクバラタナゴ
	ドジョウ科	ドジョウ	シマドジョウ
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	
サケ目	アユ科	アユ	
ダツ目	メダカ科	メダカ	
スズキ目	スズキ科	スズキ	
	ボラ科	ボラ	
	ハゼ科	スミウキゴリ	ウキゴリ
		マハゼ	クロダハゼ（トウヨシノボリ）
エビ目	モクズガニ科	モクズガニ	
	テナガエビ科	テナガエビ	スジエビ
	ヌマエビ科	ヌマエビ	
カメ目	イシガメ科	クサガメ	
	ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	
	スッポン科	スッポン	
無尾目	ヒキガエル科	ヒキガエル	
	アマガエル科	ウシガエル	
トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ	
	ヤンマ科	(ヤゴ) ギンヤンマ	
	サンエトンボ科	コオニヤンマ	

5 放射線測定結果

5-1 空間放射線測定

※除染の判断基準は「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」の毎時0.19マイクロシーベルトとしている。

※測定値は、それぞれの高さにおける10秒毎の指示値を5回記録した平均値としています。

※測定場所の高さは、「放射線測定に関するガイドライン（文部科学省）」（1m）及び「学校等における放射線測定の手引き（文部科学省）」（50cm）を基準としています。

(1) 市役所敷地内

(単位：マイクロシーベルト／時)

地上1m 週1回（午前10時）測定

測定場所	測定年度	最大値	平均値
市役所 正面玄関脇 ・バス停	令和2年度	0.073	0.060
	令和元年度	0.074	0.063
	平成30年度	0.080	0.063
	平成29年度	0.090	0.065
	平成28年度	0.081	0.066

(2) 小学校

校庭中央 3か月に1回測定

学 校 名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
朝霞第一小学校	0.056	0.060	0.054	0.051
朝霞第二小学校	0.056	0.055	0.047	0.050
朝霞第三小学校	0.064	0.057	0.053	0.052
朝霞第四小学校	0.099	0.092	0.083	0.079
朝霞第五小学校	0.050	0.044	0.042	0.041
朝霞第六小学校	0.067	0.060	0.061	0.054
朝霞第七小学校	0.059	0.058	0.052	0.052
朝霞第八小学校	0.058	0.067	0.055	0.059
朝霞第九小学校	0.066	0.061	0.060	0.056
朝霞第十小学校	0.057	0.063	0.052	0.056

(3) 中学校

校庭中央 3か月に1回測定

学 校 名	最大値		平均値	
	地表付近	地上1m	地表付近	地上1m
朝霞第一中学校	0.099	0.099	0.091	0.084
朝霞第二中学校	0.058	0.064	0.051	0.053
朝霞第三中学校	0.063	0.064	0.056	0.059
朝霞第四中学校	0.079	0.082	0.069	0.070
朝霞第五中学校	0.061	0.051	0.056	0.046

(4) 保育園等

園庭中央 年4回測定

保育園名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
浜崎保育園	0.065	0.057	0.052	0.049
東朝霞保育園	0.050	0.058	0.046	0.049
溝沼保育園	0.064	0.054	0.059	0.051
本町保育園	0.066	0.054	0.058	0.051
根岸台保育園	0.049	0.046	0.044	0.042
北朝霞保育園（本園）	0.058	0.050	0.055	0.047
北朝霞保育園（分園）	0.077	0.070	0.061	0.061
栄町保育園	0.054	0.050	0.050	0.049
泉水保育園	0.061	0.050	0.053	0.047
さくら保育園	0.048	0.039	0.043	0.038
宮戸保育園	0.050	0.053	0.045	0.047
仲町保育園	0.077	0.072	0.074	0.065
大山保育園	0.055	0.057	0.048	0.053
あさかたんぽぽ（本園）	0.091	0.078	0.087	0.076
あさかたんぽぽ（分園）	0.103	0.084	0.092	0.074
さわらび保育園	0.090	0.073	0.076	0.066
太陽と大地のこども保育園	0.051	0.047	0.044	0.042
ゆりかご保育園	0.073	0.060	0.060	0.055
いづみばし保育園	0.054	0.050	0.050	0.045
ひまわり保育園	0.063	0.059	0.059	0.055
ひだまり保育園	0.092	0.066	0.083	0.063
第二たんぽぽ保育園	0.077	0.079	0.074	0.067
あさしがおかアンジュ保育園	0.043	0.044	0.038	0.043
おれんじベビー	0.065	0.049	0.060	0.047
白百合園	0.064	0.050	0.052	0.040
しらとり保育室	0.065	0.057	0.060	0.054
フェリーチェ朝霞園	0.075	0.072	0.069	0.066
ひざおりしらとり保育室	0.068	0.075	0.060	0.061
障害児放課後児童クラブ	0.087	0.079	0.085	0.069

(5) 幼稚園

園庭中央 年4回測定

幼稚園名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
朝霞幼稚園	0.058	0.055	0.056	0.046
菩提樹の森幼稚園	0.057	0.056	0.052	0.051
さいか幼稚園	0.151	0.095	0.137	0.083
あさか台幼稚園	0.054	0.053	0.048	0.044
たちばな幼稚園	0.045	0.039	0.041	0.035

(6) 児童遊園地・都市公園

中央 年4回測定

児童遊園地	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
緑ヶ丘北児童遊園地	0.082	0.077	0.069	0.067
岡向山児童遊園地	0.057	0.052	0.049	0.047
膝折町1丁目児童遊園地	0.081	0.071	0.060	0.059
霞ヶ丘児童遊園地	0.069	0.070	0.062	0.064
新高橋ふれあい広場	0.072	0.069	0.061	0.062
上の原公園	0.056	0.051	0.050	0.047
水久保公園	0.048	0.042	0.040	0.031
やつじ公園	0.070	0.061	0.060	0.053
上野荒川運動公園	0.064	0.061	0.055	0.057
宮戸ハケタ公園	0.097	0.077	0.077	0.069

○宮戸を住みよくする会提供資料より

放射線測定値（砂場）	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
宮戸大山公園	0.056	0.053	0.049	0.046
やつじ公園	0.061	0.059	0.056	0.052
宮戸立出児童遊園地	0.055	0.053	0.050	0.048
宮戸第2児童遊園地	0.055	0.053	0.050	0.049
宮戸児童遊園地	0.051	0.054	0.043	0.041

※宮戸を住みよくする会では、原則毎月11日に宮戸町内の公園10カ所の砂場・滑り台など29地点の放射線測定を自主的に実施しております。このうち、代表的な放射線測定値を掲載します。

(7) 市内除染箇所測定 (ホットスポット)
年1回 42施設 87箇所

教育施設		公園・道路施設等							
施設名	測定場所 (地表付近)	除染前	除染後 (平成23年12月)	令和2年度	施設名	測定場所 (地表付近)	除染前	除染後 (平成23年12月)	令和2年度
第1小学校	南校舎・理科室前	0.585	0.155	0.066	青葉台公園	管理事務所北側雨樋下1	0.534	0.154	0.087
	南校舎・排水口南側1	1.238	0.136	0.081		管理事務所北側雨樋下2	0.450	0.099	0.103
	南校舎・排水口南側2	0.380	0.168	0.069	朝霞中央公園	屋根付き休憩所雨樋下	0.226	0.142	0.064
	北校舎裏・物置小屋排水口1	0.548	0.156	0.071		野球場南西トイレ雨樋下1	0.220	0.130	0.093
	北校舎裏・物置小屋排水口2	0.371	0.144	0.071		野球場南西トイレ雨樋下2	0.239	0.128	0.066
第2小学校	体育館横・排水口(土)	0.447	0.159	0.052	競技場	競技場北側トイレ雨樋下	0.280	0.169	0.072
	校舎裏・ふた付側溝内	0.557	0.174	0.074		トイレ雨樋下(北)	0.274	0.076	0.063
	南校舎横・排水口	0.194	0.102	0.054	あけぼの公園	トイレ雨樋下(南)	0.278	0.068	0.057
	校舎間スペース	0.629	0.168	0.082		越戸公園	トイレ雨樋下	0.225	0.092
第3小学校	校舎横・側溝内	0.384	0.144	0.078	城山公園	トイレ雨樋下	0.201	0.144	0.062
	昇降口・横	0.204	0.087	0.073	新高橋ふれあい広場	トイレ脇	0.236	0.161	0.098
	北校舎東・側溝奥	0.768	0.094	0.089	西久保公園	トイレ脇	0.195	0.131	0.056
	北校舎西・側溝奥	0.919	0.118	0.056	宮戸児童遊園地	防災倉庫雨樋下	0.200	0.180	0.054
第4小学校	鉄棒下	0.218	0.169	0.075	宮戸ハケタ公園	雨水落下地点	0.352	0.115	0.096
第5小学校	正門(右)	0.284	0.097	0.071	朝志ヶ丘地内地下通路	入口	0.196	0.094	0.049
	正門(左)	0.308	0.078	0.063	内間木排水機場	雨樋ポンプ下	0.204	0.139	0.059
第6小学校	北玄関・吹き溜まり	0.427	0.092	0.071	内間木橋		0.237	0.098	0.065
第7小学校	プール更衣室・排水口北	0.261	0.116	0.064	越戸隧道	歩道・南側	0.276	0.153	0.059
	プール更衣室・排水口南	0.466	0.163	0.067	市道4号線	膝折町3-3番地先	0.240	0.176	0.040
	体育館通路・南	0.331	0.158	0.064	市道773号線	滝の根公園付近	0.299	0.155	0.045
	体育館通路・北	1.056	0.160	0.066	市道2003号線	浜崎4-12番地先	0.354	0.067	0.046
	東門	0.194	0.096	0.051	原畑隧道	北側歩道1	0.838	0.141	0.074
第8小学校	校舎北側・給食搬入口側溝	0.351	0.109	0.045		北側歩道2	0.360	0.146	0.073
第9小学校	正門横・倉庫雨樋排水口(南)	0.537	0.151	0.073		南側歩道1	0.294	0.139	0.067
	正門横・倉庫雨樋排水口(北)	1.258	0.119	0.083		南側歩道2	0.968	0.140	0.112
	体育倉庫・雨樋排水口(南)	0.365	0.169	0.077	消防団第三分団	雨樋(桺)	0.264	0.174	0.096
	体育倉庫・雨樋排水口(北)	1.117	0.168	0.073	消防団第八分団	雨樋(桺)	0.202	0.146	0.087
	防災倉庫雨樋下	0.332	0.101	0.058	防災倉庫(第2小学校)	雨樋(桺)	0.333	0.186	0.086
第10小学校	給食配膳室入口・駐車場	0.484	0.099	0.074	水防倉庫	雨樋(桺)	0.218	0.185	0.070
第1中学校	中庭・排水口	0.190	0.172	0.048	朝志ヶ丘市民センター	植栽	0.282	0.162	0.063
	裏門・入口1	0.203	0.106	0.086	根岸台市民センター	避難用すべり台	0.232	0.166	0.077
	裏門・入口2	0.241	0.129	0.067	浜崎農業交流センター	雨樋1	0.212	0.096	0.055
	正門吹き溜まり	0.201	0.097	0.051		雨樋2	0.619	0.091	0.067
第2中学校	生徒玄関前・雨樋排水口	0.198	0.155	0.075		雨樋3	0.817	0.164	0.073
	北側校舎裏・排水口	0.482	0.158	0.060	根岸台放課後児童クラブ(第9小学校)	雨樋(桺)1	0.328	0.154	0.086
	新校舎・排水口	0.929	0.161	0.072		雨樋(桺)2	0.509	0.099	0.092
第3中学校	体育館・側溝内	0.728	0.118	0.057		雨樋(桺)3	0.284	0.090	0.053
	側溝・ふたの上	0.525	0.120	0.065	浜崎学校給食センター	自転車置場・雨樋付近	0.253	0.171	0.087
第4中学校	校舎裏・駐車場	0.213	0.083	0.056	朝霞市障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所	雨樋1	0.406	0.173	0.051
	校舎裏・側溝	0.394	0.169	0.060		雨樋2	0.578	0.143	0.054
第5中学校	体育館北側横・排水口	0.194	0.132	0.048		雨樋3	0.266	0.178	0.068
	体育館通路	0.204	0.068	0.047		雨樋4	0.688	0.162	0.036

5-2 放射性物質測定

(1) 学校給食食材

※学校給食1食分を毎喫食前に測定

※個別食材2品目程度を毎喫食前に測定。（可能日のみ実施）

(単位：ベクレル/kg)

測定日	施設名	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和3年2月26日	学校給食センター (小・中学校) 第四小学校 第五小学校	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (25未満)

(単位：ベクレル/kg)

測定日	食材名	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和3年2月26日	にんじん エリンギ	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (25未満)

(2) 保育園給食食材

※市内保育園（民間認可保育園を含む）で輪番制とし、その日提供する主な給食食材を喫食前に測定

※米、牛乳は事前検査

(単位：ベクレル/kg)

測定日	保育園名	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和3年 3月1日～5日、 3月8日～12日、 3月15日～19日、 3月22日～26日、 3月29日～31日	東朝霞保育園 根岸台保育園 栄町保育園 溝沼保育園 本町保育園 泉水保育園 さくら保育園 浜崎保育園 北朝霞保育園（本園・分園） 仲町保育園 滝の根保育園 大山保育園 宮戸保育園 朝霞しらこばと保育園 さわらび保育園 太陽と大地のこども保育園 あさかたんぽぽ保育園 第2あさかたんぽぽこども園 ゆりの木保育園 いすみばし保育園 ひまわり保育園 朝霞ゆりかご保育園 朝霞ひだまりの森保育園 あさしがおかアンジュこども園 仲町エンゼル保育室 駅前おれんじベビー保育園 白百合園 朝霞にじいろ保育園 つくし保育園 北原保育園 おれんじゅめ保育園 かえで保育園 あさかだいアンジュ保育園 みはら保育園	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (25未満)

(3) 水道水

※年4回（6月、9月、12月、3月）各月に測定

(単位：ベクレル/kg)

測定日	採水場所	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和2年6月16日	膝折浄水場	不検出	不検出	不検出
令和2年9月11日	泉州浄水場	(1.0未満)	(1.0未満)	(1.0未満)
令和2年12月11日	岡浄水場			
令和3年3月10日				

(4) 燃却灰

※燃却灰とは、燃やしたごみの燃えがらで、燃却炉の底から排出される灰

※飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）

※放射性ヨウ素の測定については、平成24年4月から国のガイドラインで調査義務の免除を受けた施設となったため除外している。

(単位：ベクレル/kg)

測定日	検体	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和3年3月5日	燃却灰	不検出	不検出	—
	飛灰	不検出	32	—

(5) 市内産農産物

※市内で採れる野菜等の農産物を年数回測定

※このほか、埼玉県において、朝霞市産の野菜及び米の検査を実施し、いずれも不検出

(単位：ベクレル/kg)

採取日	検体	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
令和2年12月8日	だいこん	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (25未満)

(6) そのほかの放射性物質測定

上記のほか、夏季には各学校のプール底に溜まった汚泥の直近における放射線測定を実施するとともに、年2回、保育園砂場の直近における放射線測定を実施し、いずれも市の基準値（0.19マイクロシーベルト/時）の範囲内であった。また、各学校のプールにおいて、プールの水の放射性物質測定を実施し、いずれも不検出であった。

第3章

用語解說

1 用語解説

【あ行】

・アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年から原則製造等が禁止されています。

アスベストは、その纖維が極めて細いため、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、法律などで予防や飛散防止等が図られています。このアスベストの纖維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られており、この健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。

・雨水浸透

雨水が地表から地中に浸透する現象を「雨水浸透」といい、こうして地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として有効活用することを目的としている場合もあります。

この雨水浸透を積極的に図る設備として、浸透ます、浸透トレーンチ、透水性舗装等があります。

・屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することをいい、同様に、建物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。また、建物の外壁にネット等を固定し、ツル性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）を這わせてカーテンのようにしたものを、緑のカーテンといいます。こうした緑化設備は、緑化土壤の断熱作用や植物自体が日射を遮ることによる屋内の温度上昇抑制や省エネ効果だけでなく、植物の蒸散作用によって屋外空間の温度上昇を緩和する効果もあります。

・オープンスペース

公園、広場、緑地などの建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものをいいます。

・温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを吸収して熱された地表面は、赤外線として熱放射をします。大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、地球温暖化と密接な関係を持っております。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスと定義されています。

ガスの種類	主な発生源など	性質
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが9割以上を占めている。	無色、無臭の気体。化石燃料の燃焼などに起因して、年々増加しており、地球温暖化への影響が極めて大きい。
メタン (CH ₄)	稻作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の焼却からも発生する。	無色、無味、無臭、常温で引火性の気体。天然ガスの主成分で、よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	無臭の気体で、成層圏では酸素原子と反応して消滅するが、対流圏ではほとんど消滅しない。数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	炭素、水素、フッ素からなる物質の総称で、化学的安定性に優れ、可燃性は低い。オゾン層の破壊性は少ないが、温室効果が高い。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体に電子回路を刻み込むエッチングや、エッチング後の洗浄などに使用されている。	炭素のまわりにフッ素が結合した化合物で、化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高く、大気中の寿命も長い。
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	無色、無臭の気体で、熱的・化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高い。フロンより優れた電気絶縁性を持つ。
三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて使用されている。	無色、無臭の気体で不燃性であるが、助燃性がある。温室効果は高いが、大気中に占める割合は少ない。

【か行】

• 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽（沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設）をいいます。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

• 環境基準

環境基本法において「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」と定められています。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。

• 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをさします。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

• 環境ホルモン

有機塩素系化合物、ノニルフェノール、DDT、クロルデンなど、環境中に存在して、人や野生生物の生体内にとりこまれた際に、ホルモンのように作用して内分泌系をかく乱して生物にとって有害な影響を与える化学物質の俗称として用いられています。

・きゅうざんていぎゅくせんびきちく • 旧暫定逆線引き地区

「暫定逆線引き」は、埼玉県が昭和59年に導入した制度で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、計画的な市街地整備が確実となった時点で市街化区域へ戻す方式です。平成15年に埼玉県が策定した区域区分の見直しに関する基本方針において、暫定逆線引きの制度が廃止されました。そのため、暫定逆線引き地区となっている地区は「旧 暫定逆線引き地区」となりました。

【た行】

・るい • ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、自然分解されにくく、田畠や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。発がん性、生殖機能の異常を引き起こすなどの可能性が指摘されています。

・たんどくしょりじょうかそつ • 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽をいいます。現在は、新規設置が認められていません。

・ちきゅうおんだんか • 地球温暖化

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象が生じることをいいます。

・ていこうがいしゃ • 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。

・とくべつりょくちほぜんちく • 特別緑地保全地区

特別緑地保全区は、建築行為など一定の行為を制限することにより、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、歴史的・文化価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのため動植物の生息地、生育地となる緑地等の保全を図り、都市における良好な自然環境を維持するため、都市緑地法によって指定したもの。

【な行】

・にさんかちっそ • 二酸化窒素 (NO₂)

赤褐色で、特異な刺激性の臭いがする気体で、呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱め、呼吸器系統等に影響を与えます。物が燃焼する際に二酸化窒素 (NO) が発生し、空気に触れるによって二酸化窒素になります。

【は行】

・ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\text{ }\mu\text{m}$ ($1\text{ }\mu\text{m}$ は 1 mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことをいいます。この PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

・保護地区・保護樹木

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために、朝霞市緑化推進条例に基づいて指定した地区及び樹木のことをいいます。

保護地区は、樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300m^2 以上であるか、または樹木のある神社・寺院の境内であること、保護樹木は、高さが 10m 以上で、地上 1.2m の高さにおける幹の周囲がおおむね 1.0m 以上であるもの、または樹形が特に優れているものを指定の基準としています。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。

朝霞の環境

(令和2年度年次報告書)

令和3年12月発行

発行・編集・印刷製本
朝霞市市民環境部環境推進課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
電話 048-463-1504（直通）
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>